

## 日の出町子ども・子育て支援事業計画（第二期）



日の出町イメージキャラクター  
「ひのでちゃん」

令和2年3月

日の出町

## はじめに

昨今、少子高齢化は一層急速に進んでいる中で、子育て環境の充実に向けての取り組みが国を挙げて進められています。平成27年には子ども・子育て支援新制度が施行され、幼児教育・保育や子育て支援について、量的拡充と質の向上等が推進されてきたところです。さらに、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子育て支援の推進が着々と行われております。

日の出町においては、平成27年3月に「日の出町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代を担う子どもと青少年たちが健やかに成長することを願い、子どもと青少年にやさしい町を実現するために、次世代育成クーポンの交付、医療費の助成などの子育て支援施策の推進に取り組んでまいりました。

このたび、令和元年度末で計画期間が満了となるため、第一期計画を推進する中で浮き彫りとなった課題や新たな時代のニーズに見合った施策を展開し、すべての子どもたちが健やかに成長し続けられる環境をより一層整備するために、「日の出町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」を新たに策定しました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ち及び子育ての支援体制が整備されていることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるのみならず、将来の日の出町にとってもかけがえのないものであります。子ども・子育て支援を推進していくためには、その重要性についての理解が家庭・学校・地域などのあらゆる場で共有され、社会全体で協働していくことが必要とされています。つきましては、今後とも町民の皆さまには、本町の児童福祉行政の推進になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました日の出町子ども・子育て会議の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じまして貴重なご意見をいただきました町民の皆さま及び関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和2年3月

日の出町長 橋本 聖二

# 目次

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって                | 1  |
| 1.  | 計画策定の趣旨                   | 1  |
| 2.  | 計画の位置づけ                   | 2  |
| 3.  | 計画期間                      | 2  |
| 4.  | 計画の策定体制                   | 3  |
| 第2章 | 子ども・子育てを取り巻く環境            | 4  |
| 1.  | 統計からみる各種の状況               | 4  |
| 2.  | 教育・保育施設の状況                | 9  |
| 3.  | 地域子ども・子育て支援事業の状況          | 11 |
| 4.  | ニーズ調査の結果概要                | 16 |
| 5.  | 子ども・子育て支援の課題              | 23 |
| 第3章 | 基本的な考え方                   | 24 |
| 1.  | 日の出町こども・青少年育成基本条例         | 24 |
| 2.  | 基本的な視点                    | 24 |
| 3.  | 基本理念と基本目標                 | 25 |
| 第4章 | 必要事業量の見込みと確保の方策           | 27 |
| 1.  | 教育・保育提供区域の設定              | 27 |
| 2.  | 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策       | 28 |
| 3.  | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 | 32 |
| 4.  | 児童人口推計                    | 41 |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>第5章 子ども・子育て支援施策の推進</b>        | <b>42</b> |
| 基本目標1 ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり | 42        |
| 基本目標2 親子が健やかに育つための健康づくり          | 47        |
| 基本目標3 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり      | 50        |
| 基本目標4 子育てにやさしい地域環境づくり            | 54        |
| 基本目標5 要保護児童等への自立支援の体制づくり         | 56        |
| <b>第6章 計画の推進体制</b>               | <b>62</b> |
| 1. 関係機関等との連携                     | 62        |
| 2. 各構成員の役割                       | 63        |
| 3. 計画の達成状況の点検・評価                 | 64        |
| <b>資料編</b>                       | <b>65</b> |
| 1. 計画策定の経緯                       | 65        |
| 2. 日の出町子ども・子育て会議委員               | 66        |
| 3. 用語解説                          | 67        |



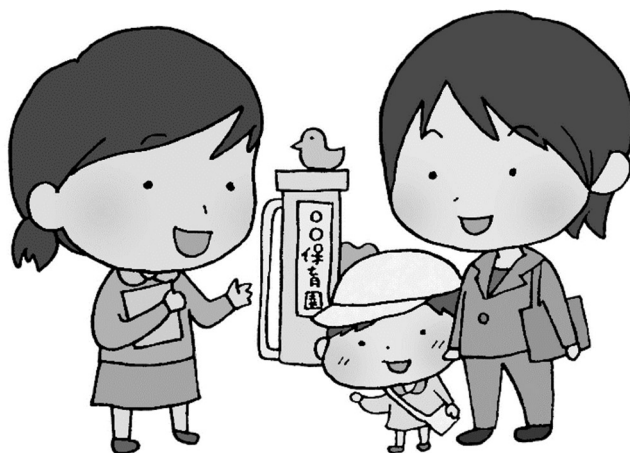
# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

子どもは未来を担っていく存在であり、社会にとり欠かせない存在です。一方わが国では、少子化が急速に進行しており、その背景としては「ライフスタイル・価値観の多様化」といった個人レベルの要因から、「子育てを支える体制の不備」といった社会レベルの要因まで、様々な点での指摘がなされるところです。そのため、子どもの育ちや子育てを支援する各種の取り組みの充実を求める声が高まっています。

こうした背景から、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定されました。これらの法に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしており、子ども・子育てを支える新たな仕組みづくりに国を挙げて乗り出しているところです。こうした新制度の枠組みにおいて、市町村は、幼児期の質の高い教育・保育環境の整備や、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。

本町では、「日の出町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しましたが、その計画期間は平成31年度（令和元年度）末で終了します。各種の取り組みが実施されたこの計画期間の総括・評価を行って、あらためて課題や必要な取り組みを明確にし、ひいては本町の子ども・子育て支援のより一層の充実・発展を図っていくため、今後の取り組みを定める「日の出町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」をここに策定します。

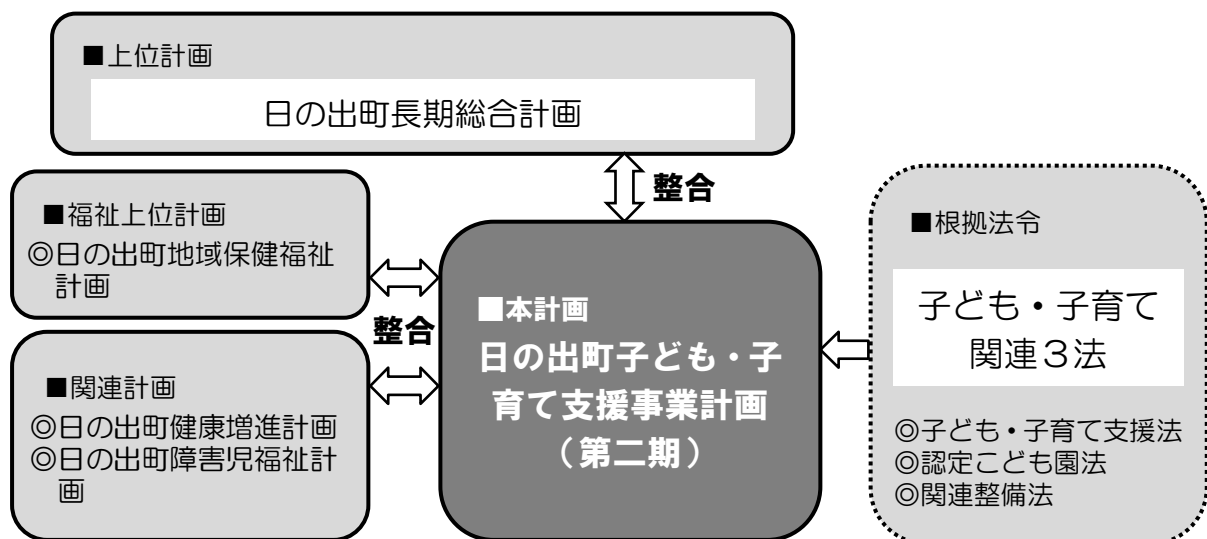


## 2. 計画の位置づけ

「日の出町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」（以下「本計画」とする。）は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、日の出町の子どもと子育て家庭を対象として、日の出町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものであり、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられます。

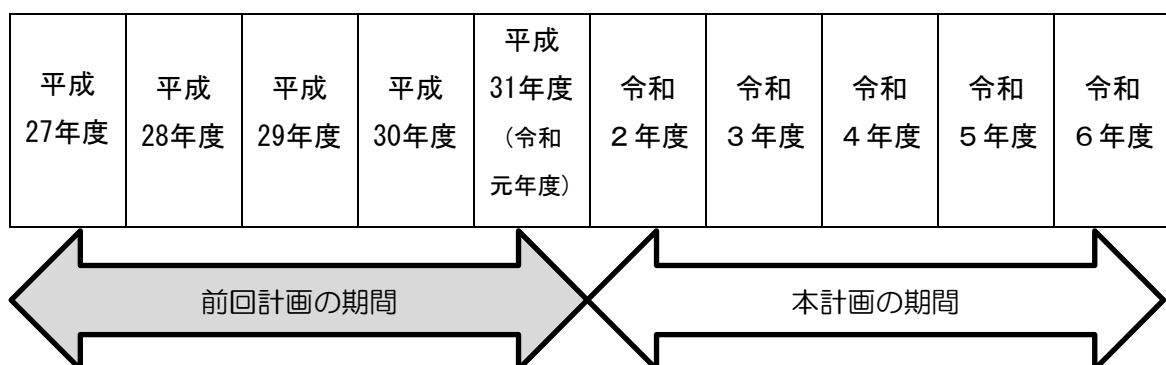
また、本計画は、平成31年度（令和元年度）末で計画期間が終了する「日の出町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画です。これまでの取り組みや課題を押さえた上で、今後町に求められる取り組みの方向性を定めています。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめとした国の動向を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画である「日の出町長期総合計画」や関連計画との整合性を持ったものとしています。



## 3. 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度として、令和6年度までの5年間を計画期間とします。



## 4. 計画の策定体制

---

### (1) 子ども・子育て会議の設置

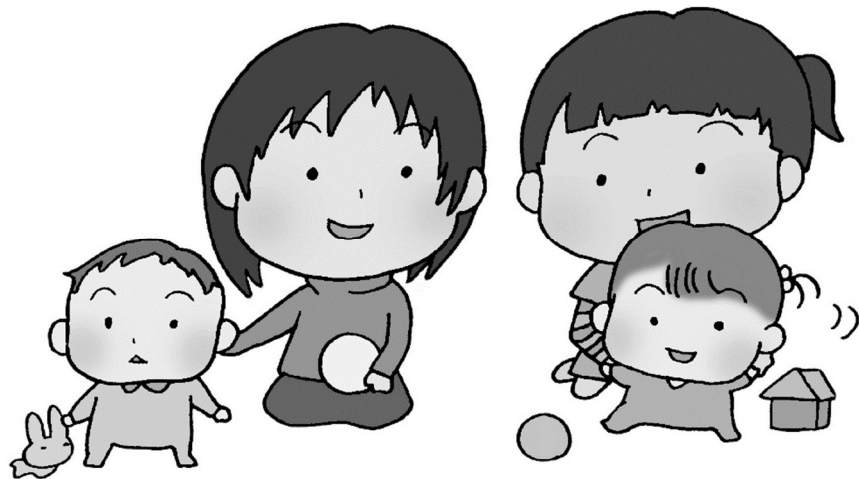
本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関」として「日の出町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」とする。）を設置し、計画内容等に関する事項についての協議を行いました。

### (2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するために、「就学前児童の保護者用」「就学児童（小学生）の保護者用」の2種類のニーズ調査を実施しました。その結果を踏まえ、課題や求められる取り組みを明確にし、必要な教育・保育・子育て支援の事業量を算出して、本計画は策定されたものです。

### (3) パブリックコメントの実施

町民からの意見を募って計画策定に反映させることを目的に、パブリックコメントを実施しました。



## 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

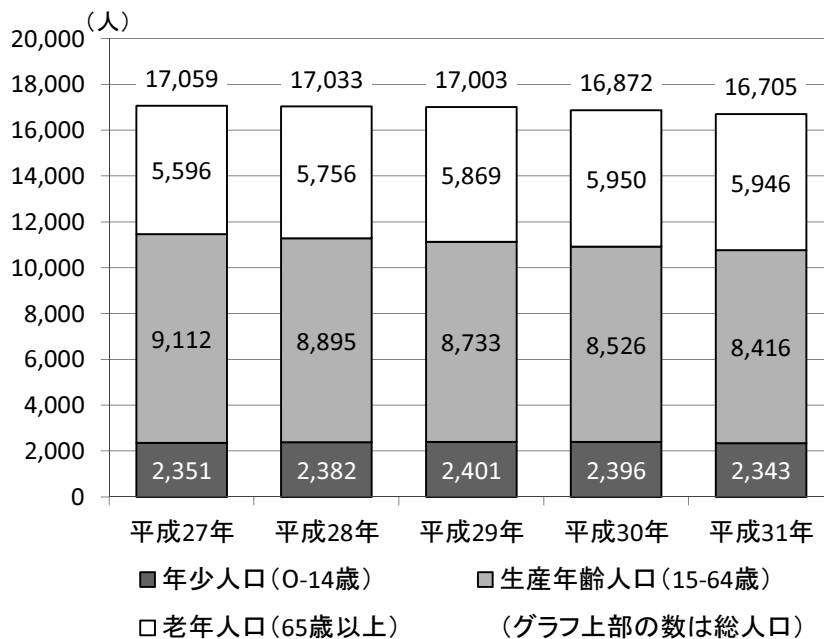
本章では、前回計画の期間である平成27年から平成31年の間を中心に、本町において子ども・子育てに関する状況がどの様に変化したか、現状はどの様になっているかについて述べます。

### 1. 統計からみる各種の状況

#### (1) 人口の推移

本町では、総人口が平成27年以降一貫して減少しており、平成31年には16,705人となっています。年齢区分別にみると、平成27年から平成31年にかけて、老年人口のみが増加しており、少子高齢化の傾向にあるといえます。年少人口については、平成29年まで増加していたものの、それ以降は減少しています。

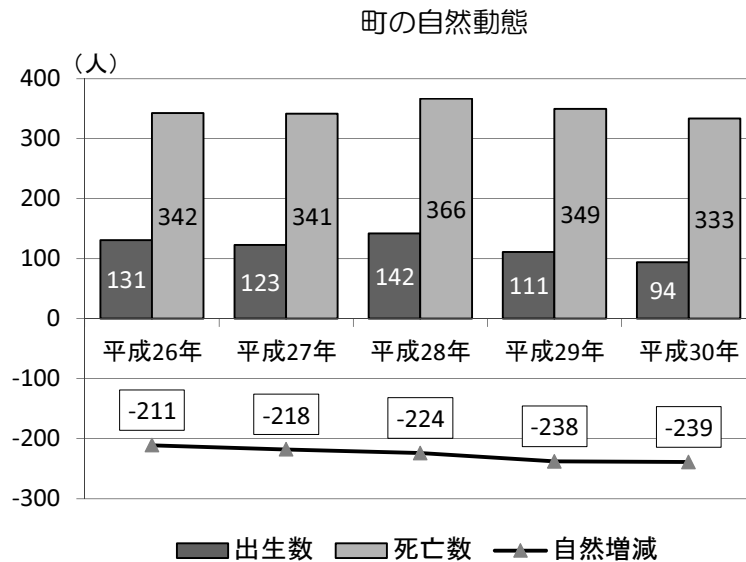
町の人口の推移（年齢3区分別）



出典：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

## (2) 自然動態

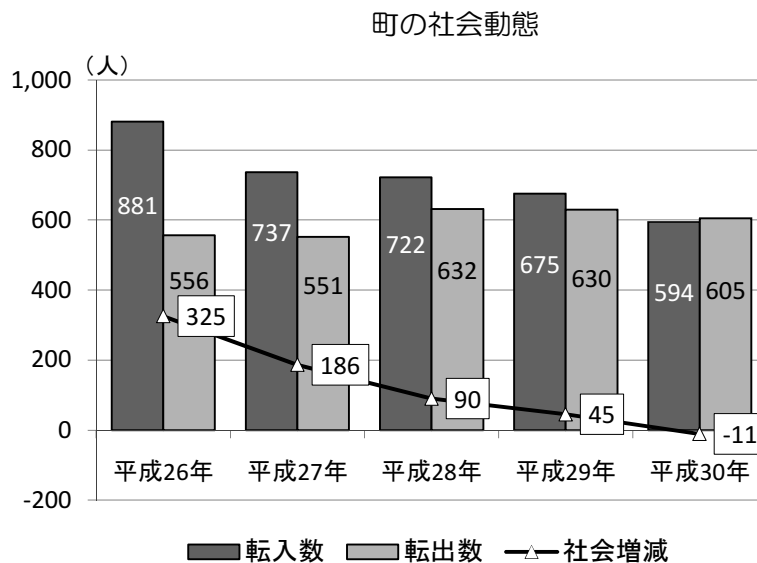
本町では、平成26年以降、死亡数が出生数を一貫して上回っており、自然減の状態となっています。出生数は平成28年に前年から増加したものの、それ以降は減少しており、平成26年から平成30年にかけては約3割減少しています。一方で死亡数は概ね横ばいであることから、自然減の幅は平成26年以降一貫して拡大しています。



出典：人口の動き／東京都総務局

## (3) 社会動態

本町では、平成26年から平成29年まで転入数が転出数を上回っていたものの、平成30年には転出数が上回り、社会減の状態に転じています。特に、転入数の減少によるところが大きく、平成26年から平成30年にかけて転入数は約3割減少しています。



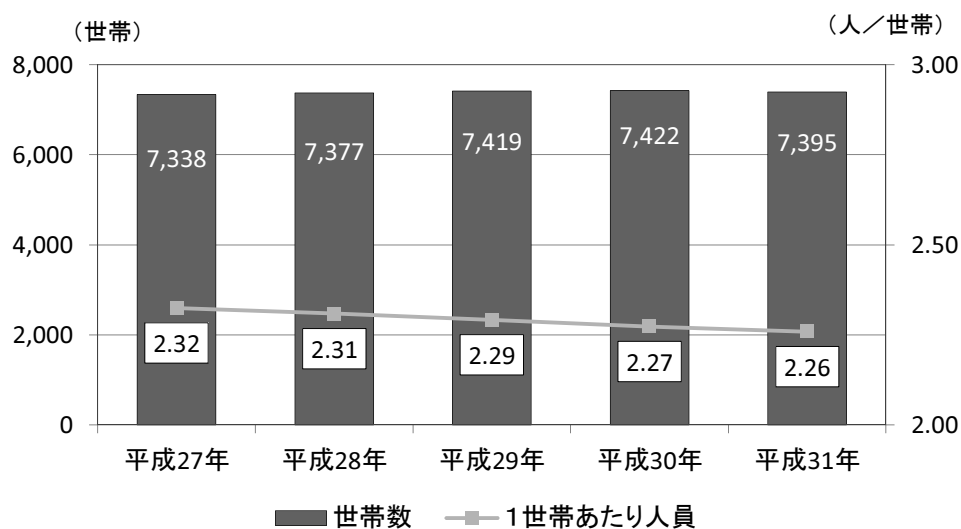
出典：人口の動き／東京都総務局

## （４）世帯の状況

世帯数は平成27年から平成30年まで増加していましたが、平成31年には減少に転じました。1世帯あたり人員は、平成27年以降、わずかながら一貫して減少しています。

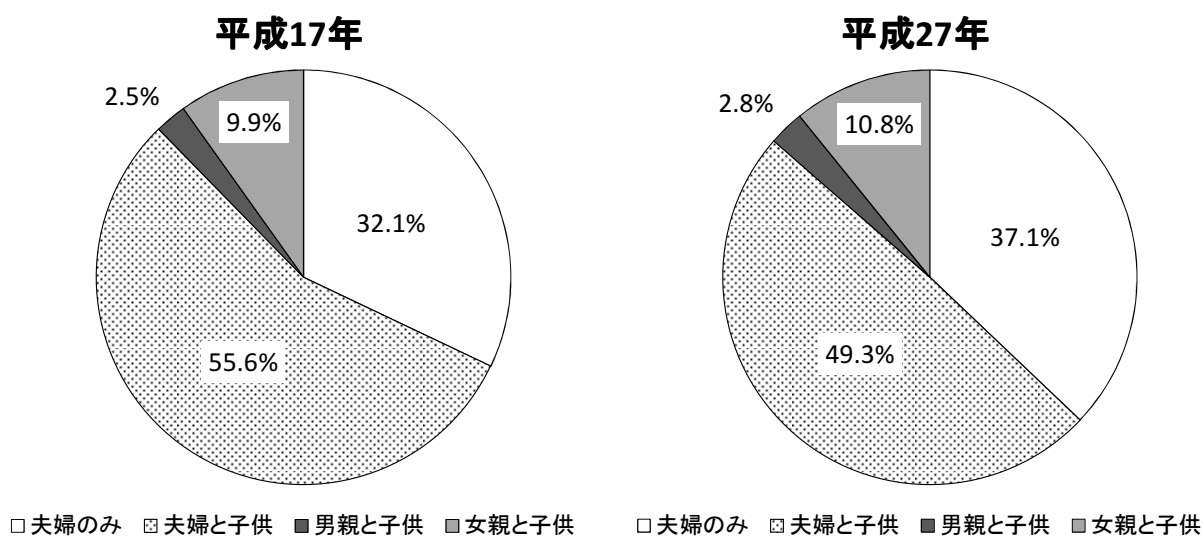
また、国勢調査から、核家族世帯の構成比の変化をみると、核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が低下し、「夫婦のみ」、「男親と子ども」、「女親と子ども」の割合が上昇しています。

町の世帯数と1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

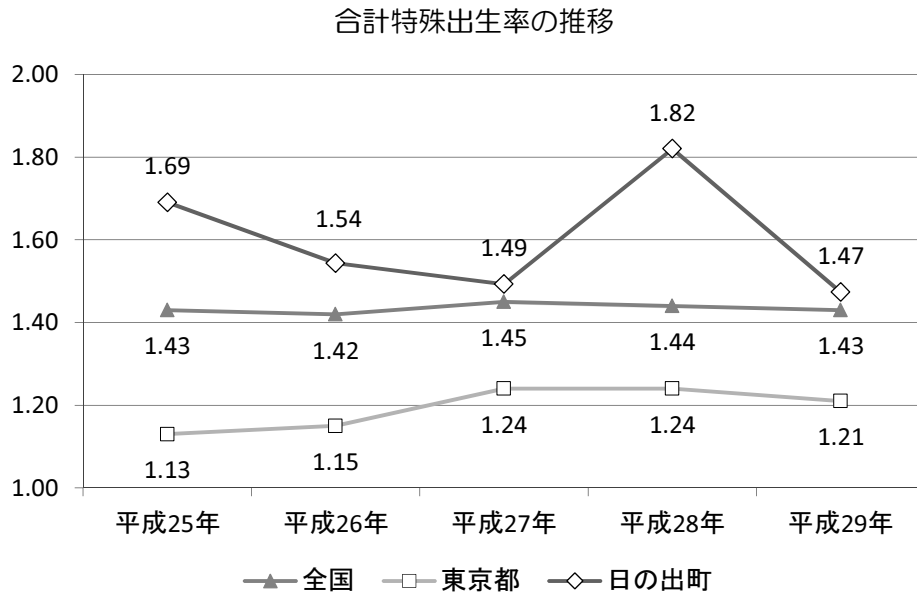
核家族世帯の構成比



出典：国勢調査

## (5) 出生の状況

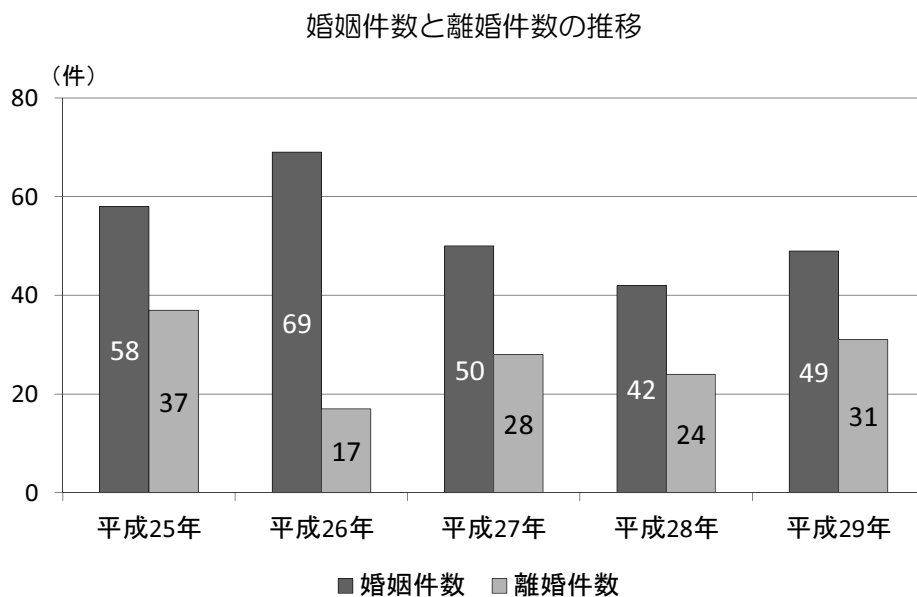
本町における合計特殊出生率は、平成28年に高い値をとったものの、平成25年から平成29年にかけて概ね減少傾向にあります。一方、都や国の値と比較すると、本町の値の方が高い状態が続いています。



出典：人口動態統計／東京都福祉保健局

## (6) 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻件数・離婚件数に関しては、平成25年から平成29年の間、一貫した増減の傾向はみられません。



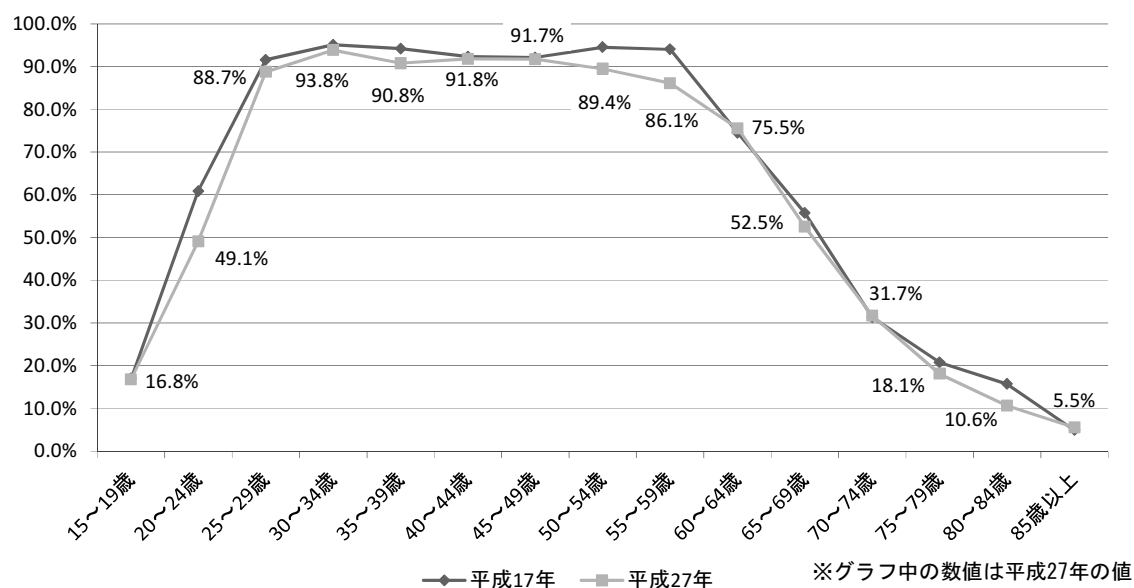
出典：人口動態統計／東京都福祉保健局

## (7) 労働力状況

男性の労働力率は、平成17年から平成27年にかけて、多くの年齢区分で低下しており、特に20～24歳では10ポイント以上低下しています。

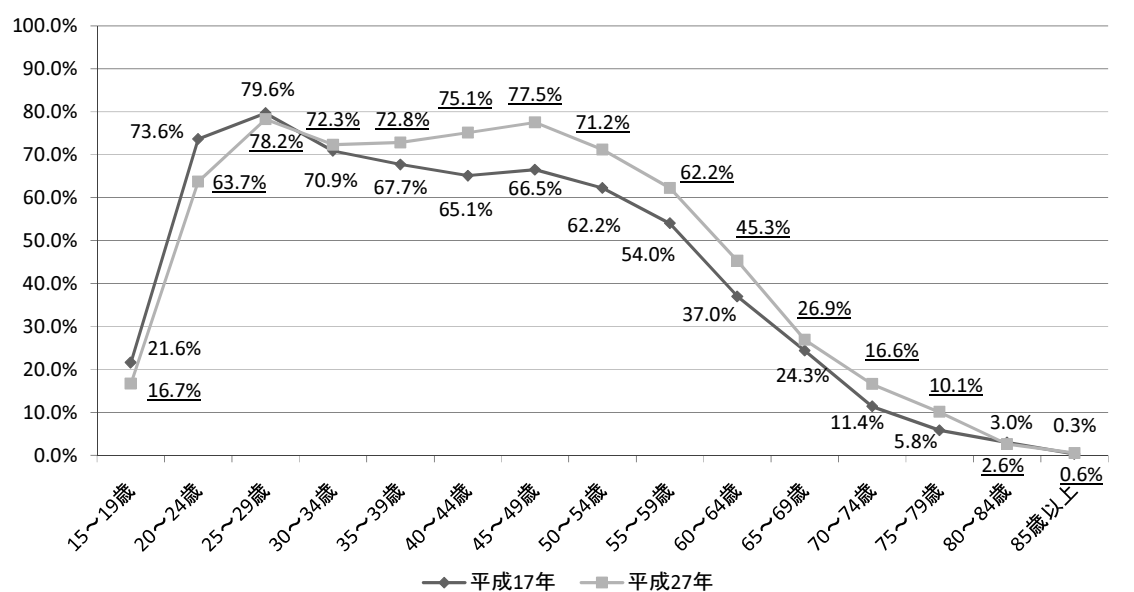
女性の労働力率は、15～29歳で平成17年から平成27年にかけて低下している一方、30～84歳では上昇しており、特に40歳代では10ポイント以上上昇しています。

男性の年齢区分ごと労働力率



出典：国勢調査

女性の年齢区分ごと労働力率



出典：国勢調査

## 2. 教育・保育施設の状況

### (1) 認可保育所

平成31年4月現在、本町における認可保育所数は5か所です。平成27年度以降、総入所児童数が定員数を超えた状態で推移していましたが、総入所児童数自体は減少傾向にあり、平成31年度には定員数の合計を下回っています。

認可保育所入所児童数等の推移（各年度4月1日時点）

|        | 町内の認可保育所     |                  | 入所児童数（人） |      |    | 入所児童数の内訳（人）    |    |              |    |                |    |
|--------|--------------|------------------|----------|------|----|----------------|----|--------------|----|----------------|----|
|        | 保育所数<br>（か所） | 合計<br>定員数<br>（人） | 合計       | 利用先別 |    | 2号認定<br>（3～5歳） |    | 3号認定<br>（0歳） |    | 3号認定<br>（1・2歳） |    |
|        |              |                  |          | 町内   | 町外 | 町内             | 町外 | 町内           | 町外 | 町内             | 町外 |
| 平成27年度 | 5            | 556              | 600      | 569  | 31 | 325            | 19 | 53           | 0  | 191            | 12 |
| 平成28年度 | 5            | 556              | 583      | 558  | 25 | 320            | 14 | 45           | 4  | 193            | 7  |
| 平成29年度 | 5            | 556              | 585      | 559  | 26 | 318            | 16 | 55           | 5  | 186            | 5  |
| 平成30年度 | 5            | 556              | 567      | 545  | 22 | 327            | 8  | 45           | 6  | 173            | 8  |
| 平成31年度 | 5            | 556              | 547      | 527  | 20 | 329            | 8  | 33           | 1  | 165            | 11 |

※入所児童数の「町内」「町外」は、利用先が町内か町外かを表します。

## (2) 幼稚園・認定こども園

平成31年4月から、本町の幼稚園（1園）は認定こども園に移行しています。総就園児童数は増加傾向にあります。

幼稚園・認定こども園就園児童数等の推移（各年度4月1日時点）

|        | 町内の施設        |                 |              | 就園児童数（人） |             |     |
|--------|--------------|-----------------|--------------|----------|-------------|-----|
|        | 幼稚園数<br>（か所） | 認定こども園数<br>（か所） | 合計定員数<br>（人） | 合計       | 利用先の町内外別の内訳 |     |
|        |              |                 |              |          | 町内          | 町外  |
| 平成27年度 | 1            | 0               | 240          | 179      | 76          | 103 |
| 平成28年度 | 1            | 0               | 240          | 175      | 78          | 97  |
| 平成29年度 | 1            | 0               | 240          | 183      | 78          | 105 |
| 平成30年度 | 1            | 0               | 240          | 195      | 71          | 124 |
| 平成31年度 | 0            | 1               | 240          | 227      | 117         | 110 |

|        | 就園児童数の内訳（人） |     |            |    |          |    |            |    |
|--------|-------------|-----|------------|----|----------|----|------------|----|
|        | 1号認定（3～5歳）  |     | 2号認定（3～5歳） |    | 3号認定（0歳） |    | 3号認定（1・2歳） |    |
|        | 町内          | 町外  | 町内         | 町外 | 町内       | 町外 | 町内         | 町外 |
| 平成27年度 | 76          | 103 | 0          | 0  | 0        | 0  | 0          | 0  |
| 平成28年度 | 78          | 97  | 0          | 0  | 0        | 0  | 0          | 0  |
| 平成29年度 | 78          | 102 | 0          | 1  | 0        | 1  | 0          | 1  |
| 平成30年度 | 71          | 121 | 0          | 1  | 0        | 0  | 0          | 2  |
| 平成31年度 | 110         | 108 | 7          | 1  | 0        | 0  | 0          | 1  |

※就園児童数の「町内」「町外」は、利用先が町内か町外かを表します。



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

#### (1) 時間外保育事業

通常の開所時間を超えて、更に延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。（休日保育は本計画策定時点で実施していません。）

本町では、平成31年度4月時点で5か所にて実施しています。

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度<br>(4月時点) |
|-----------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 実施か所数（か所） | 5      | 5      | 5      | 5      | 5                |
| 利用者実数（人）  | 131    | 101    | 104    | 147    |                  |

#### (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

本町では、平成27年度から平成31年度の間、学童クラブの実施か所数は変わらず6か所ですが、合計定員数の拡大が進んでおり、平成29年度には250人から260人に、平成31年度には更に287人に拡大しました。一方、総利用児童数は、平成28年度以降、定員数と同程度の状態で推移しており、定員にゆとりのない状況が続いています。

|        | 実施<br>か所数<br>(か所) | 合計<br>定員数<br>(人) | 総利用<br>児童数<br>(人) | 学年別利用児童数（人） |             |             |             |             |             |
|--------|-------------------|------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        |                   |                  |                   | 1<br>年<br>生 | 2<br>年<br>生 | 3<br>年<br>生 | 4<br>年<br>生 | 5<br>年<br>生 | 6<br>年<br>生 |
| 平成27年度 | 6                 | 250              | 232               | 88          | 76          | 48          | 19          | 0           | 1           |
| 平成28年度 | 6                 | 250              | 274               | 105         | 85          | 56          | 26          | 2           | 0           |
| 平成29年度 | 6                 | 260              | 261               | 87          | 95          | 52          | 26          | 0           | 1           |
| 平成30年度 | 6                 | 260              | 258               | 99          | 67          | 65          | 27          | 0           | 0           |
| 平成31年度 | 6                 | 287              | 291               | 101         | 99          | 54          | 37          | 0           | 0           |

※各年度4月1日時点

### （３）子育て短期支援事業

#### 【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間一時的に預かるサービスです。（宿泊含む）

本町では、青梅市の委託施設１か所（社会福祉法人東京恵明学園）で実施しており、生後57日目から小学校就学前までを対象としています。平成31年度４月時点で定員数は10人です。

|            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度<br>（４月時点） |
|------------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 実施か所数（か所）  | 1      | 1      | 1      | 1      | 1                |
| 合計定員数（人）   | 10     | 10     | 10     | 10     | 10               |
| 乳児部（人）     | 5      | 5      | 5      | 5      | 5                |
| 児童部（人）     | 5      | 5      | 5      | 5      | 5                |
| 延べ利用者数（人日） | 42     | 25     | 17     | 23     |                  |

#### 【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。本町では、本計画策定時点で実施していません。

### （４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳幼児がいる家庭を民生・児童委員と相談員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

平成27年度以降、本町では対象世帯に対しほぼ100%の訪問率で実施しています。

|            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象世帯数（世帯）  | 142    | 140    | 101    | 100    |        |
| 訪問実世帯数（世帯） | 142    | 140    | 100    | 100    |        |
| 訪問率（％）     | 100.0  | 100.0  | 99.0   | 100.0  |        |

## （５） 地域子育て支援拠点事業

児童館等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

平成27年度以降、本町では１か所で実施しています。

|            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度<br>(４月時点) |
|------------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 実施か所数（か所）  | 1      | 1      | 1      | 1      | 1                |
| 延べ利用者数（人回） | 6,847  | 4,531  | 6,459  | 6,610  |                  |

### 【地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）】

子育て講座（児童館）、サークル活動（児童館）

### 【類似事業】

地域組織化事業として、ママさんヨガ、親子たいそう、ママさんマッサージ、子育てサロン（子ども家庭支援センター）

※民生・児童委員との共同事業として、子育て相談（児童館）

## （６） 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができるサービスです。保育所では主に非在所児を、幼稚園では主に在園児を対象として実施しています。

本町では、平成31年４月現在、保育所５か所、認定こども園（平成30年度まで幼稚園）１か所で実施しています。平成27年度以降、特に幼稚園では、延べ利用者数が増加傾向にあります。

|     |            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度<br>(４月時点) |
|-----|------------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 保育所 | 実施か所数（か所）  | 5      | 5      | 5      | 5      | 5                |
|     | 合計定員数（人）   | 8      | 8      | 11     | 8      | 8                |
|     | 延べ利用者数（人日） | 538    | 568    | 381    | 398    |                  |
| 幼稚園 | 実施か所数（か所）  | 1      | 1      | 1      | 1      | 1                |
|     | 合計定員数（人）   | -      | -      | -      | -      | -                |
|     | 延べ利用者数（人日） | 2,345  | 3,469  | 4,151  | 4,694  |                  |

## (7) 病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

本町では平成29年度まで実施がありませんでしたが、平成30年度よりあきる野市、檜原村との広域事業として、公立阿伎留医療センターの敷地内の秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」にて実施しています。

|            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度<br>(4月時点) |
|------------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 実施か所数(か所)  | 0      | 0      | 0      | 1      | 1                |
| 合計定員数(人)   | 0      | 0      | 0      | 6      | 6                |
| 延べ利用者数(人日) | 0      | 0      | 0      | 101    |                  |

## (8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての手助けがほしい人(利用会員)、子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

本町では、子ども家庭支援センターにて平成28年度より事業を開始しています。利用会員数は増加傾向にある一方、協力会員数には増加がみられません。

|                | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度<br>(4月時点) |
|----------------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 延べ利用者数・就学前(人日) | 0      | 10     | 66     | 62     |                  |
| 延べ利用者数・小学生(人日) | 0      | 0      | 0      | 1      |                  |
| 延べ利用者数・合計(人日)  | 0      | 10     | 66     | 63     |                  |
| 協力会員数(人)       | 0      | 17     | 15     | 15     | 15               |
| 利用会員数(人)       | 0      | 12     | 20     | 25     | 25               |
| 両方会員数(人)       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0                |

## （９）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担します。

本町では、平成27年度以降、対象者の減少に伴い延べ受診者数も減少しています。

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度<br>（４月時点） |
|-----------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 対象者数（人）   | 140    | 112    | 106    | 92     |                  |
| 受診実人数（人）  | 134    | 108    | 106    | 85     |                  |
| 延べ受診者数（人） | 1,497  | 1,334  | 1,207  | 1,029  |                  |



## 4. ニーズ調査の結果概要

### (1) ニーズ調査の概要

本計画を策定するにあたり、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、必要な教育・保育・子育て支援の事業量を算出するために、「就学前児童の保護者用」「就学児童（小学生）の保護者用」の2種類のニーズ調査を実施しました。

調査の実施概要は以下の表のとおりです。

ニーズ調査の概要

|                                           | ①就学前児童の保護者用                        | ②就学児童（小学生）の保護者用 |
|-------------------------------------------|------------------------------------|-----------------|
| 調査対象者                                     | 平成30年度時点で未就学児                      | 平成30年度時点で就学児    |
| 対象者数                                      | 942人                               | 1,046人          |
| 上記対象者、計1,988人のうち、1,000人を抽出（同世帯での重複は避けて抽出） |                                    |                 |
| 調査期間                                      | 平成30年11月7日（調査発送）～平成30年11月26日（投函期限） |                 |
| 配布数                                       | 475票                               | 525票            |
| 回収数                                       | 206票                               | 256票            |
| 回収率                                       | 43.4%                              | 48.8%           |

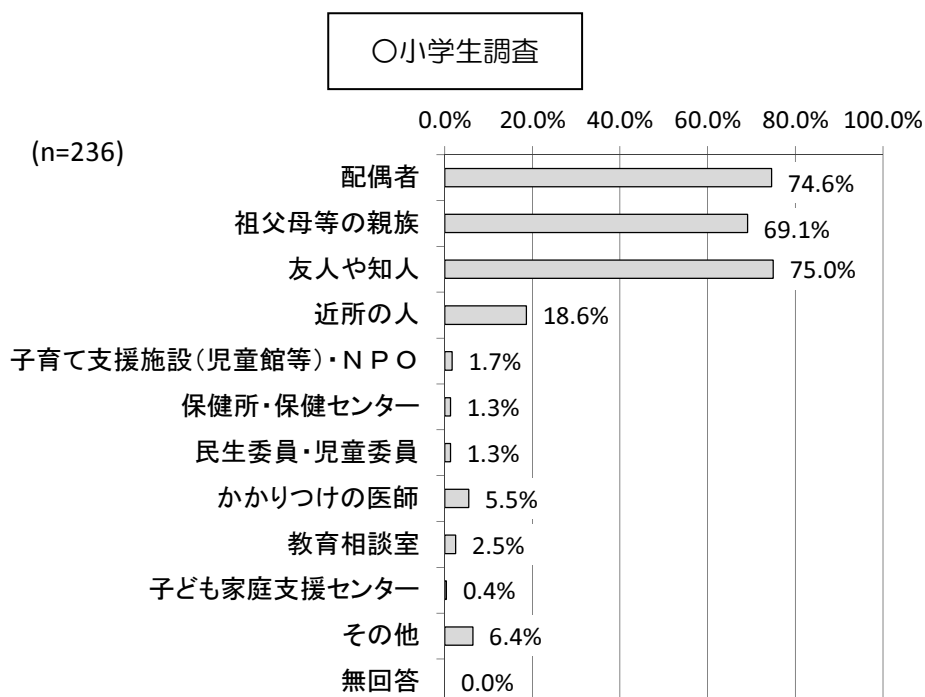
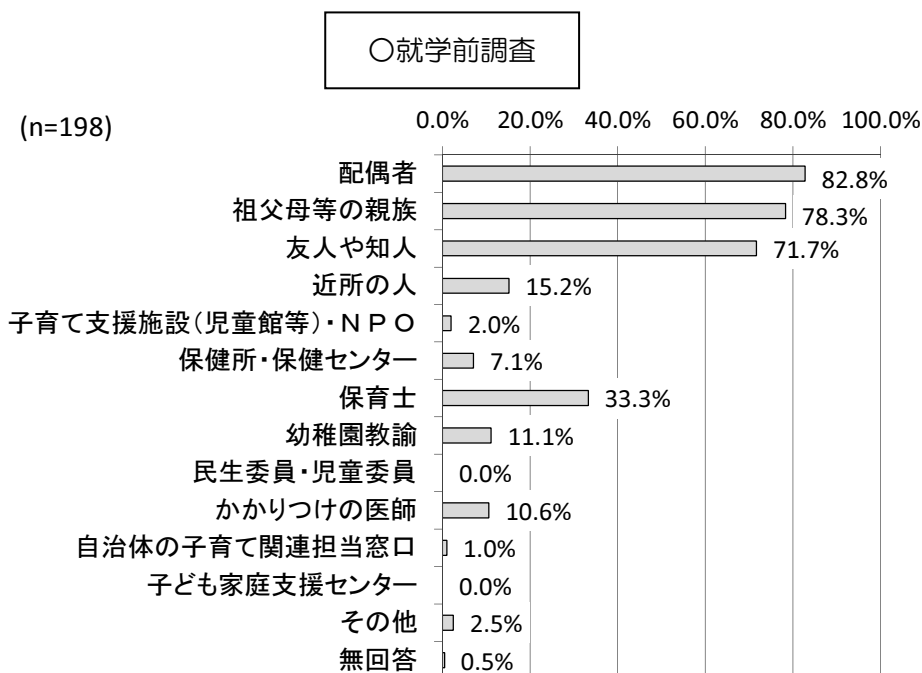
※以下、「就学前児童の保護者用」を「就学前調査」とし、  
「就学児童（小学生）の保護者用」を「小学生調査」とします。

前回計画の策定に際しても、平成25年度に同様の調査（以下「前回調査」とする。）を行っており、以下、本計画において、今回の調査との比較を適宜行います。ただし、前回調査と今回の調査とは、設問や選択肢等が異なる部分があります。

## (2) ニーズ調査の結果

### ◎気軽に相談先（当てはまるものすべて回答）

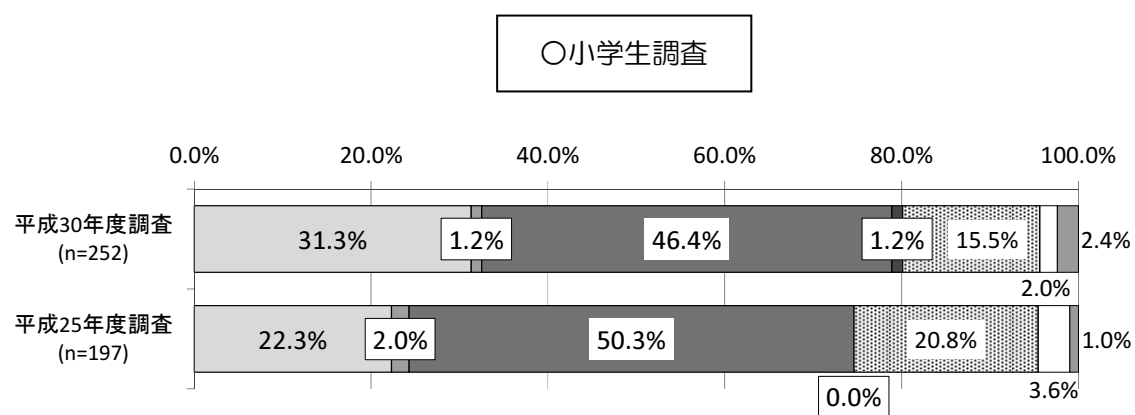
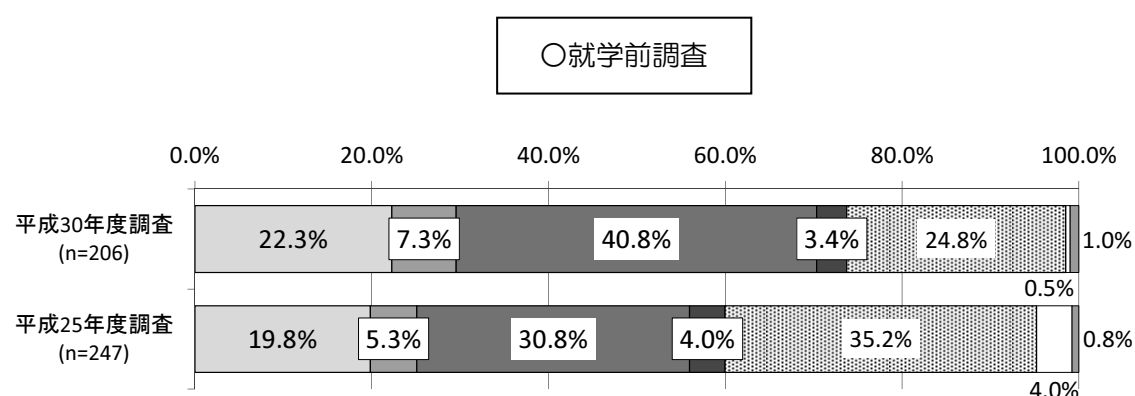
子育てに関して気軽に相談できる先があるとした方に、それが誰（どこ）にかうかがったところ、「配偶者」「祖父母等の親族」「友人や知人」とした割合が高かった一方、「自治体の子育て関連担当窓口」や「子ども家庭支援センター」といった公的な機関は回答割合が1.0%以下にとどまっています。



## ◎母親の就労状況

母親の就労状況について前回調査と比較すると、就学前調査では、就労していない割合（「以前は就労していたが現在は就労していない」「これまで就労したことがない」の合計）は13.9ポイント低下しており、全体的に就労している割合が上昇しています。特に、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は10.0ポイント上昇しています。

一方、小学生調査でも就労していない割合は低下しており、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が9.0ポイント上昇しています。

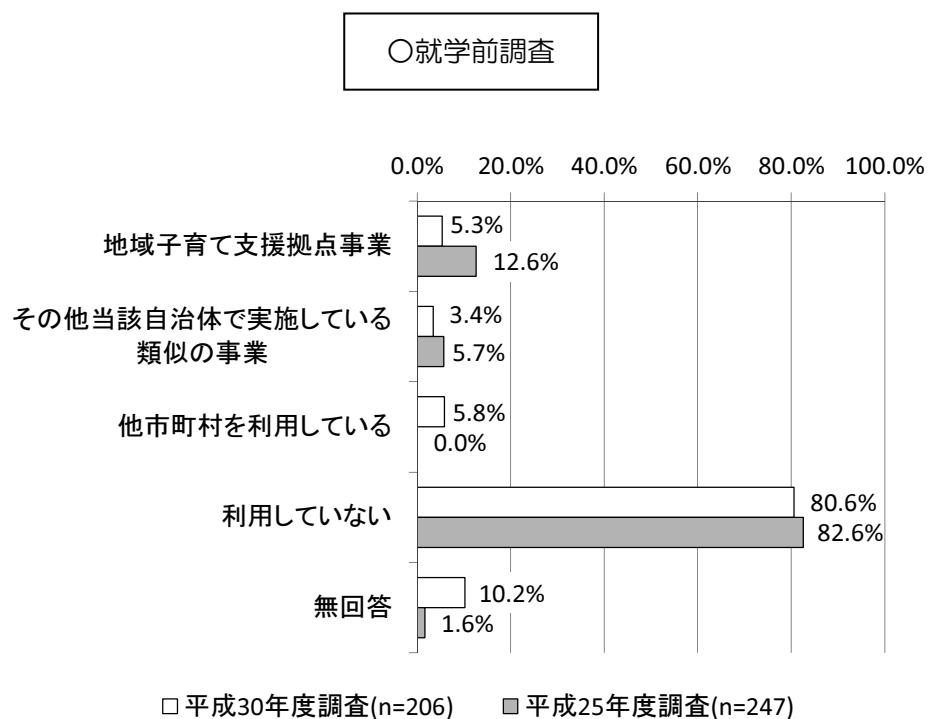


- フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中ではない)
- フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中である)
- パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中ではない)
- パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中である)
- ▨ 以前は就労していたが現在は就労していない
- ▨ これまで就労したことがない
- 無回答

◎地域の子育て支援拠点事業の利用状況（当てはまるものすべて回答）

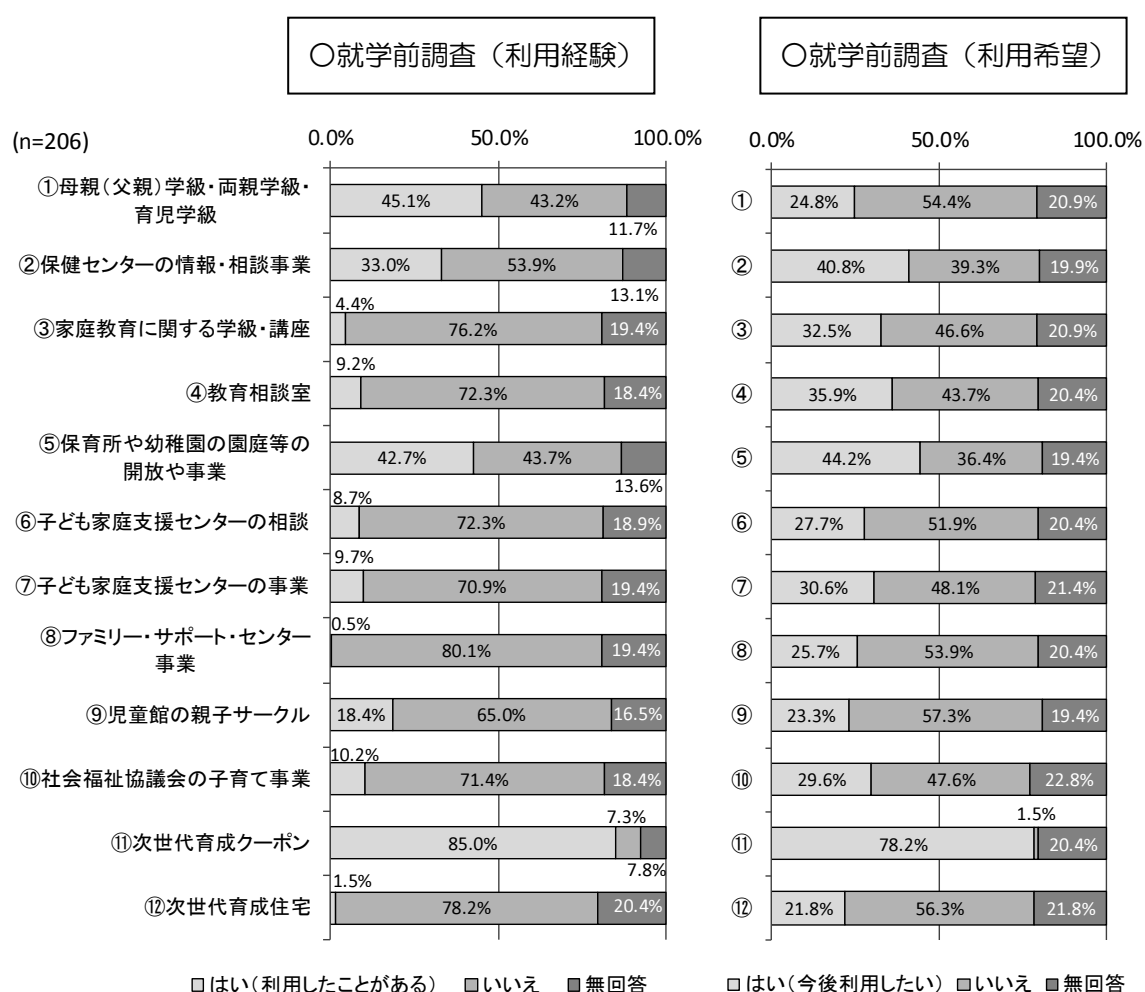
（就学前調査のみの設問）

地域子育て支援事業（児童館で実施している「子育て講座」や「親子サークル」等）の利用に関しては、「利用していない」とした割合が約８割と高くなっており、前回調査と同程度となっています。また、「地域子育て支援拠点事業」を利用しているとした割合は5.3%であり、前回調査と比較して7.3ポイント低下していることから、利用の促進は進んでいないと考えられます。

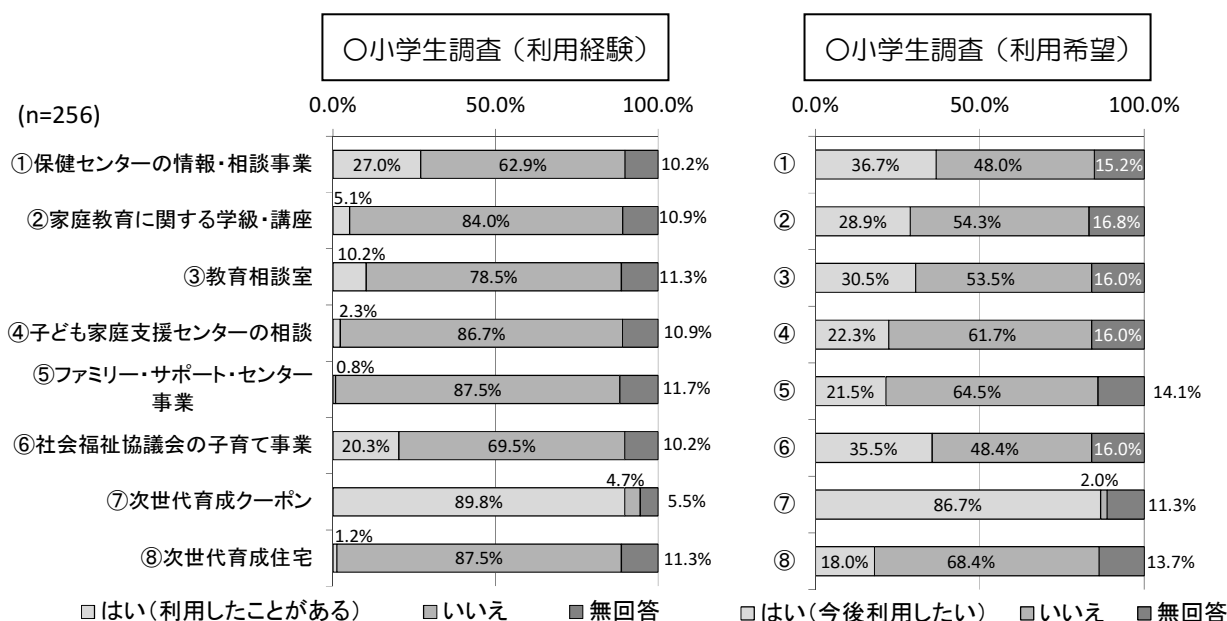


## ◎地域の子育て支援事業の利用経験と利用希望

就学前調査・小学生調査ともに、利用経験のある割合が多く、多くの事業で1割を下回っているのに対し、利用希望自体は高くなっています。利用希望のある割合と、利用経験がある割合との差に注目し、「潜在的な新規利用者」の多さを事業ごとにみると、就学前調査では「家庭教育に関する学級・講座」、「教育相談室」、「ファミリー・サポート・センター事業」で3割弱程度の差があります。また、小学生調査では、「家庭教育に関する学級・講座」で差が23.8ポイントあり、最も大きくなっています。これらの事業に関しては、「利用希望者が多い割に利用が広がっていない」度合いが高いことになり、実施に工夫が求められます。

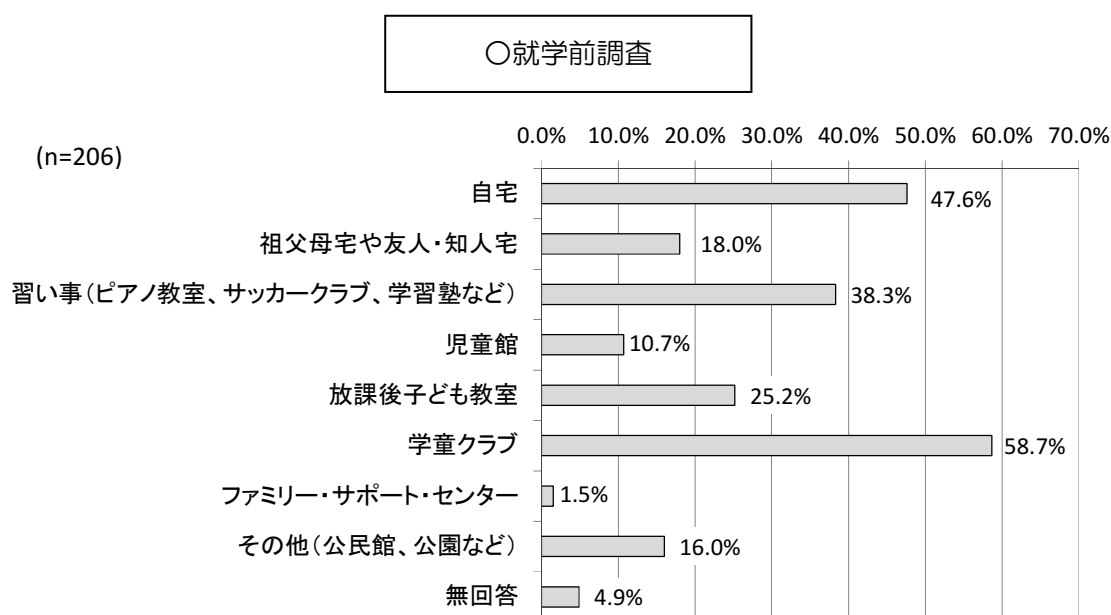


## ◎地域の子育て支援事業の利用経験と利用希望（続き）



## ◎小学校低学年時の放課後に過ごさせたい場所

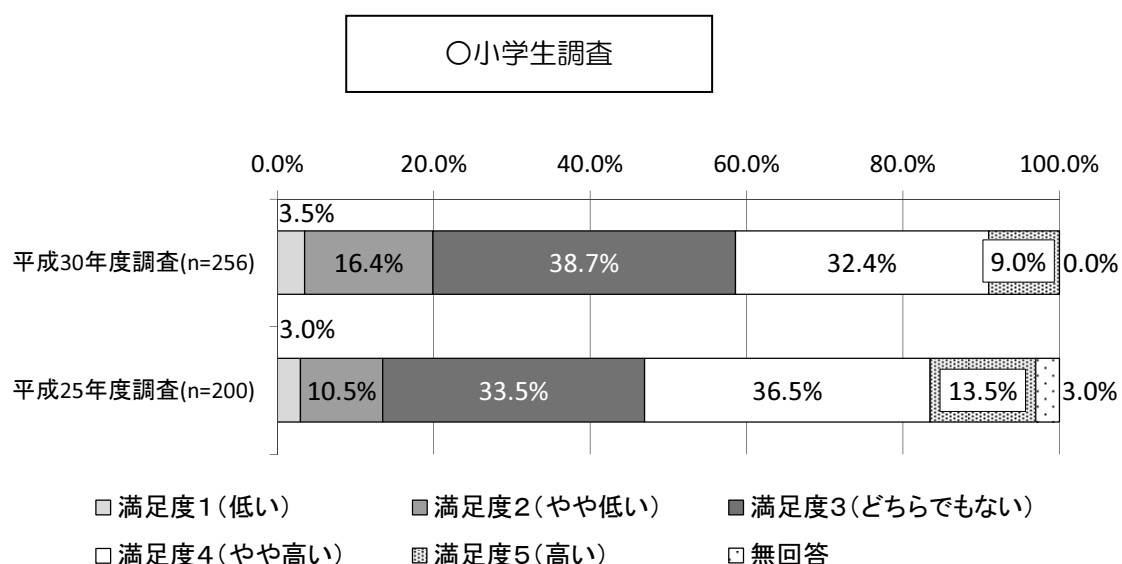
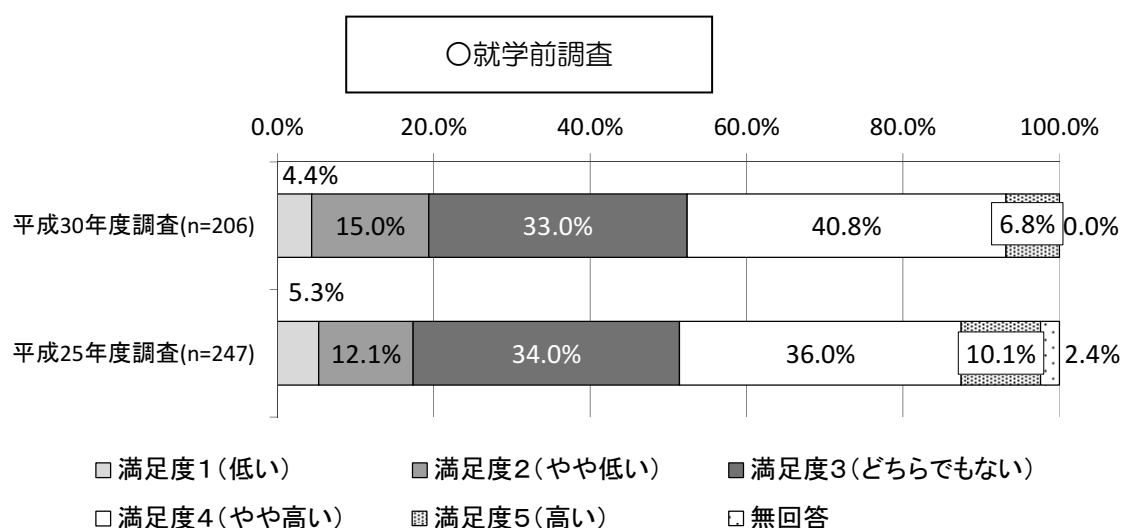
子どもが低学年のうちは放課後をどこで過ごさせたいかについて、就学前調査で「学童クラブ」の回答割合が最も高く、58.7%となっています。



## ◎地域の子育て環境・支援への満足度

就学前調査では、「満足度4（やや高い）」の回答割合が最も高く、40.8%となっています。小学生調査では、「満足度3（どちらでもない）」が38.7%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、就学前調査では、「満足度5（高い）」の割合が下がったものの、満足度4と5を合わせた割合は微増しており、全体的にみて満足度の大きな変化はみられません。一方、小学生調査では、満足度4と5を合わせた割合が8.6ポイント低下、「満足度1（低い）」と「満足度2（やや低い）」を合わせた割合が6.4ポイント上昇しており、全体的に満足度が低下していると考えられます。



## 5. 子ども・子育て支援の課題

---

各種の取り組みを進めてきた前回計画期間を経て、本計画期間における課題としては、本章でみてきた各種の状況等から以下のものが把握されます。

### ■公的な相談体制の充実

子育てにかかわる人々のライフスタイルやニーズが多様化する中で、抱える困難や悩みも多様化していると考えられ、それらに対応できる相談体制の充実が求められます。利用者支援事業として子育て世代包括支援センターを整備する等、切れ目のない支援へとつなげる相談体制の整備が重要となります。

### ■子育てを支える人材の確保

ニーズに応じた教育・保育や子育て支援を行っていく上では、各方面での人材確保が重要な課題となります。就労状況等のライフスタイルの変化を背景に高まる時間外保育・一時預かりや学童クラブ等のニーズに対応し、また障害児保育等細やかな支援を充実させるためには、専門職の養成・確保が求められます。また、地域における各種の子育て支援を充実させる観点からは、活動に参画する地域人材の養成・確保も重要となります。

### ■事業の利用や参加につながる周知・実施

本町において、子育て支援に関する多様なニーズがある中で、これまでも各種の事業が実施されてきていますが、その利用や参加をしたことがある率をみると、必ずしも高くはない状況となっています。利用希望自体はあることを踏まえると、実際の利用や参加につながる周知及び事業実施のあり方を検討し、実現していくことが求められます。

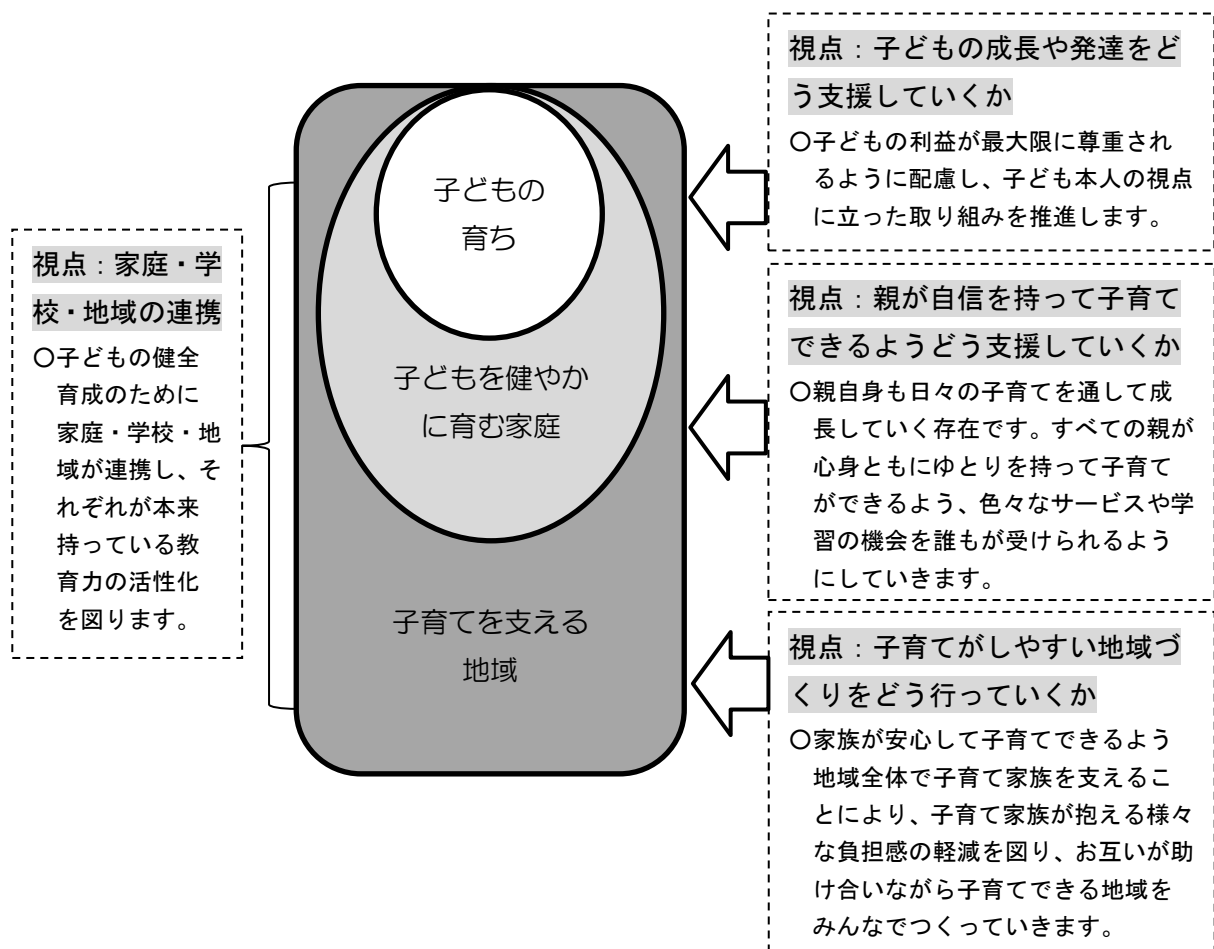
## 第3章 基本的な考え方

### 1. 日の出町こども・青少年育成基本条例

日の出町では、次世代を担うこどもと青少年たちが安全に、健やかに成長することを願い、こどもと青少年たちが、将来、日の出町発展の原動力となることを期待して、こどもと青少年にやさしい町を実現するために、「日の出町こども・青少年育成基本条例」を制定し、基本施策をはじめとする子ども・子育て支援事業に取り組んでいます。

### 2. 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。



### 3. 基本理念と基本目標

---

#### (1) 基本理念

前回計画である「日の出町子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念を「次世代育成支援行動計画」より引き継ぎ、「親子ふれあい理想郷ひので～安心して子育てができるまちづくり～」としました。

本計画では、妊娠・出産を安心して迎えられ、生きがいを持ちながら楽しく子育てができるよう、また、子どもたちが健康でのびのびと成長していくことができるよう、前回計画の基本理念を継承します。

親子ふれあい理想郷ひので  
～安心して子育てができるまちづくり～

#### (2) 基本目標と施策の展開

基本理念を踏まえ、安心して子育てができるまちづくりを進めるために、前回計画を踏襲して基本目標を5つ設定し、それぞれの下に施策を展開します。

##### 基本目標1 ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり

子育てのあり方やニーズが多様化している中で、子育て家庭がゆとりを持って地域で子育てできるよう、保育・教育環境の整備や子育て支援サービスの提供、また経済的支援等の取り組みを通して、ニーズを踏まえた支援体制づくりを進めていきます。

##### 基本目標2 親子が健やかに育つための健康づくり

妊娠・出産から子育てまでにわたって親子の健康が守られ、健やかに育っていけるよう、健康づくりを推進していきます。

##### 基本目標3 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

子どもの心の豊かさや生きる力が、様々な体験や学びを通して育まれるよう、教育活動の充実や施設整備等を通して、教育環境づくりを推進していきます。

##### 基本目標4 子育てにやさしい地域環境づくり

子育てをする上での障壁を減らし、安心して子育てができるようにするため、仕事と子育てとの両立のしやすさの確保や、子育てをする上で便利かつ安全・安心な環境の整備をとおして、子育てにやさしい地域環境づくりを進めていきます。

## 基本目標 5 要保護児童等への自立支援の体制づくり

子ども・子育ての状況は場合により様々であることを踏まえた上で、障害の有無や貧困の状況等にかかわらず、すべての子どもの人権が尊重され、また、誰もが自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭に向けた取り組みと体制づくりを進めていきます。

### 施策体系

## 基本目標 1 ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 児童の健全育成の推進
- (4) 経済的支援の取り組み

## 基本目標 2 親子が健やかに育つための健康づくり

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 学童期・思春期保健対策の充実

## 基本目標 3 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

- (1) 次代の親の育成
- (2) 学校の教育環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子ども読書活動の推進

## 基本目標 4 子育てにやさしい地域環境づくり

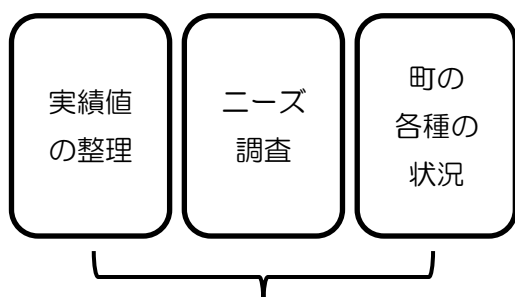
- (1) 仕事と子育ての両立支援
- (2) 便利で良好な生活環境の確保
- (3) 安全・安心な地域環境の整備

## 基本目標 5 要保護児童等への自立支援の体制づくり

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭への自立支援の推進
- (3) 障害のある子どもたちに対する施策の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進

## 第4章 必要事業量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法の規定では、市町村が定める教育・保育提供区域（後述）ごとに、教育・保育等の各種の事業の必要量の見込み及びそれらの確保の方策を定めることとなっており、本計画の策定にあたっては下図のプロセスで決めました。



### (A)「量の見込み」の算出

### (B)「確保の方策」の決定



(B) - (A) の計算をして、  
確保が十分かチェック

○事業ごとに、利用回数や利用人数が「これまでどうだったか(実績値)」を整理します。さらに、町民に対しニーズ調査を行い、各事業に対するニーズを把握します。そこに町の各種の状況を加味した上で、「量の見込み」を算出し、「確保の方策」を定めます。

○「量の見込み」は、次期計画期間において対応が必要となる各事業の量（利用人数や利用回数等）を推計したものです。推計は、実績値やニーズ調査を基に行っています。

○「確保の方策」では、次期計画期間にどれだけ各事業の量を確保するか、内訳ごとに示しています。それら内訳の合計が、当該事業の確保量となります。

○「量の見込み」に対し、「確保の方策」の合計が上回っていれば、事業の実施態勢として、見込みに対する確保が十分であるといえます。

## 1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすい体制の確保のために市町村が定めるもので、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して、本計画では町全体を1区域として設定します。

## 2. 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

認定区分ごとに量の見込み及び確保の方策を定めます。

○各認定区分の概要

| 区分          | 対象年齢    | 保育の必要性                 | 利用施設         |
|-------------|---------|------------------------|--------------|
| <b>1号認定</b> | 3～5歳    | 幼児期の学校教育<br>(教育標準時間認定) | 主に幼稚園、認定こども園 |
| <b>2号認定</b> | 3～5歳    | 保育の必要性あり<br>(保育認定)     | 主に保育所、認定こども園 |
| <b>3号認定</b> | 0歳、1～2歳 | 保育の必要性あり<br>(保育認定)     | 主に保育所、認定こども園 |

### (1) 1号認定(3～5歳)の人数(各年度末時点)

単位：人

|               |      | これまでの実際の数値(実績値) |     |     |     |     | 本計画期間        |     |     |     |     |
|---------------|------|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 年度            |      | H27             | H28 | H29 | H30 | R1  | R2           | R3  | R4  | R5  | R6  |
|               |      |                 |     |     |     |     | <b>量の見込み</b> |     |     |     |     |
| 町内児童の利用者数     |      | 179             | 175 | 180 | 169 | 131 | 116          | 104 | 90  | 81  | 73  |
|               |      |                 |     |     |     |     | <b>確保の方策</b> |     |     |     |     |
| 1号<br>定員<br>数 | 幼稚園  | 240             | 240 | 240 | 240 |     |              |     |     |     |     |
|               | こども園 |                 |     |     |     | 222 | 222          | 222 | 222 | 222 | 222 |
| 量の見込みに対する超過分  |      |                 |     |     |     |     | 106          | 118 | 132 | 141 | 149 |

※令和元年度の値は、9月末時点

#### ●確保方針

1号認定の町内児童数は減少していく見込みであり、現行の提供体制を維持することに対応していきます。

## (2) 2号認定(3～5歳)の人数(各年度末時点)

2号認定に相当する児童のうち、教育利用の希望が強い児童は、2号認定の「教育ニーズ」分として、確保の方策を分けて設定します。

単位：人

単位：人

|                        |                 | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |        | 本計画期間 |     |     |     |     |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----|-----|-----|--------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 年度                     |                 | H27             | H28 | H29 | H30 | R1     | R2    | R3  | R4  | R5  | R6  |
|                        |                 |                 |     |     |     |        | 量の見込み |     |     |     |     |
| 町内児童の<br>利用者数          |                 | 344             | 334 | 335 | 336 | 345    | 321   | 287 | 250 | 223 | 203 |
|                        |                 | 内訳              |     |     |     | ①保育ニーズ | 309   | 277 | 241 | 215 | 196 |
|                        |                 |                 |     |     |     | ②教育ニーズ | 12    | 10  | 9   | 8   | 7   |
|                        |                 |                 |     |     |     |        | 確保の方策 |     |     |     |     |
| 2<br>号<br>定<br>員<br>数  | 保育所<br>(保育ニーズ)  | 341             | 341 | 341 | 341 | 341    | 341   | 341 | 341 | 341 | 341 |
|                        | こども園<br>(保育ニーズ) |                 |     |     |     | 18     | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   |
|                        | こども園<br>(教育ニーズ) |                 |     |     |     |        | 18    | 18  | 18  | 18  | 18  |
| 確保の方策・保育ニーズ合計（A）       |                 |                 |     |     |     |        | 341   | 341 | 341 | 341 | 341 |
| 確保の方策・教育ニーズ合計（B）       |                 |                 |     |     |     |        | 18    | 18  | 18  | 18  | 18  |
| 量の見込みに対する超過分・保育〔（A）－①〕 |                 |                 |     |     |     |        | 32    | 64  | 100 | 126 | 145 |
| 量の見込みに対する超過分・教育〔（B）－②〕 |                 |                 |     |     |     |        | 6     | 8   | 9   | 10  | 11  |

※令和元年度の値は、9月末時点

### ●確保方針

2号認定の町内児童数は減少していく見込みであり、現行の提供体制を維持することに対応していきます。また、教育利用の希望が強い児童に対しては、町内の認定こども園の現行の2号定員による提供体制を確保の方策とし、ニーズに対応します。

### (3) 3号認定(0歳)の人数(各年度末時点)

単位：人

|                  | これまでの実際の数値(実績値) |     |     |     |    | 本計画期間 |    |    |    |    |
|------------------|-----------------|-----|-----|-----|----|-------|----|----|----|----|
| 年度               | H27             | H28 | H29 | H30 | R1 | R2    | R3 | R4 | R5 | R6 |
|                  |                 |     |     |     |    | 量の見込み |    |    |    |    |
| 町内児童             | 53              | 49  | 61  | 51  | 34 | 38    | 37 | 35 | 35 | 33 |
|                  |                 |     |     |     |    | 確保の方策 |    |    |    |    |
| 保育所<br>0歳<br>定員数 | 42              | 42  | 42  | 42  | 42 | 42    | 42 | 42 | 42 | 42 |
| 量の見込みに対する超過分     |                 |     |     |     |    | 4     | 5  | 7  | 7  | 9  |

※令和元年度の値は、9月末時点

#### ●確保方針

3号認定(0歳)の町内児童数は減少していく見込みであり、現行の提供体制を維持することで対応していきます。

### (4) 3号認定(1～2歳)の人数(各年度末時点)

単位：人

|                    | これまでの実際の数値(実績値) |     |     |     |     | 本計画期間 |     |     |     |     |
|--------------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 年度                 | H27             | H28 | H29 | H30 | R1  | R2    | R3  | R4  | R5  | R6  |
|                    |                 |     |     |     |     | 量の見込み |     |     |     |     |
| 町内児童               | 203             | 200 | 192 | 183 | 177 | 153   | 136 | 132 | 127 | 122 |
|                    |                 |     |     |     |     | 確保の方策 |     |     |     |     |
| 保育所<br>1・2歳<br>定員数 | 173             | 173 | 173 | 173 | 173 | 173   | 173 | 173 | 173 | 173 |
| 量の見込みに対する超過分       |                 |     |     |     |     | 20    | 37  | 41  | 46  | 51  |

※令和元年度の値は、9月末時点

#### ●確保方針

3号認定(1～2歳)の町内児童数は減少していく見込みであり、現行の提供体制を維持することで対応していきます。

#### 満3歳未満の子どもの数に対する3号認定利用定員数の割合(目標値)

| これまでの実際の数値(実績値) |       |       |       |       | 本計画期間中の目標値 |       |       |       |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
| H27             | H28   | H29   | H30   | R1    | R2         | R3    | R4    | R5    | R6    |
| 46.0%           | 47.0% | 49.9% | 55.1% | 65.7% | 73.9%      | 80.8% | 84.0% | 86.7% | 90.3% |

※令和2年度以降の目標値については、推計人口を用いて算出しています。

※定員数の設定は一定であるものの、子どもの数が減少しており、今後も減少が見込まれるため、割合としては年度ごとに高くなります。

## **( 5 ) 教育・保育の提供体制の確保方針**

教育・保育の提供体制を確保する上での全体的な方針・考え方を、下記の観点で示します。

### **■教育・保育の一体的提供（認定こども園）について**

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に提供するという特徴があり、保育が必要かつ教育利用の希望が強い場合（2号認定の教育ニーズ）にも対応できる施設で、町内では幼稚園が平成31年度より認定こども園に移行しています。本計画策定時点で、本計画期間中の2号認定の教育ニーズ分の見込みに対応できる認定こども園の体制は整備されている状況です。現行の体制による教育・保育の一体的提供を継続し、必要に応じて一体的提供の更なる推進を検討します。

### **■教育・保育施設の質の向上について**

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、多様な保育ニーズに対応する良質な環境を整備するためには、人材の確保と質の向上が必要です。幼稚園教諭、保育士をはじめ、子どもの育ちを支援する保育人材の確保と定着に向け、資格取得の支援や宿舍借り上げ支援に取り組むと同時に、保育人材の資質向上につながる取り組みとして、職責等に応じた処遇を実現するため、キャリアパス導入に取り組む事業者の支援や研修等による専門性の向上を図ります。

また、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供します。特にアレルギー児や障害児等配慮が必要な児童への保育に取り組む施設への支援、保育の質の維持・向上に向け、第三者評価の受審促進、情報の公表等により適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえて必要な取り組みの検討及び不断の改善努力を行います。

### **■産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保**

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の提供体制を確保します。

### **■幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保**

令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化の実施においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策といった制度趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づき確認を行った施設・事業を利用する子どもの保護者に対し、きめ細かな支援を実施します。

具体的には、3歳から5歳までの児童と、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの保

育を必要とする児童について、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業の利用料の無償化を実施するとともに、幼稚園（新制度未移行）、預かり保育、認可外保育施設等を利用する子どもの利用料についても、保護者の負担軽減となるよう給付（施設等利用給付）を行い、一定の範囲内で無償化を実施します。また、障害児通園施設等について、3歳から5歳までの児童の利用料の無償化を実施します。

幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するため、引き続き、利用する施設・事業に応じた制度の説明や申請手続きについての案内を行っていきます。また、施設等利用給付の実施に関しては、公正かつ適正な支給の確保、及び保護者の利便性等への配慮を勘案し、適切な給付方法を検討するとともに、対象施設の確認等に際しては都との連携を図ります。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

#### （1）利用者支援事業（0～11歳）の実施か所数

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、認定こども園・保育所等の施設や、一時預かり・学童クラブ等の地域の子育て支援事業等から、必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や紹介・相談対応等の支援を行う事業です。

単位：か所

|              | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |     | 本計画期間 |    |    |    |    |
|--------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-------|----|----|----|----|
| 年度           | H27             | H28 | H29 | H30 | H31 | R2    | R3 | R4 | R5 | R6 |
|              |                 |     |     |     |     | 量の見込み |    |    |    |    |
| 基本型・特定型      | 1               | 1   | 1   | 1   | 1   | 2     | 2  | 2  | 2  | 2  |
| 母子保健型        | 0               | 0   | 0   | 0   | 0   |       |    |    |    |    |
|              |                 |     |     |     |     | 確保の方策 |    |    |    |    |
| 基本型・特定型      |                 |     |     |     |     | 1     | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 母子保健型        |                 |     |     |     |     | 1     | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 確保の方策・合計     |                 |     |     |     |     | 2     | 2  | 2  | 2  | 2  |
| 量の見込みに対する超過分 |                 |     |     |     |     | 0     | 0  | 0  | 0  | 0  |

#### ●確保方針

これまで子育て福祉課の窓口において本事業に類する支援を行ってきていますが、今後専任職員の配置に向け検討を進めます。また、母子保健型については今後実施に向けた検討を進め、令和2年度中を目処に事業体制の整備に取り組みます。

## （２） 時間外保育事業（延長保育）（０～５歳）の利用児童数

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

単位：人

|              | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |     | 本計画期間        |     |     |     |     |
|--------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 年度           | H27             | H28 | H29 | H30 | H31 | R2           | R3  | R4  | R5  | R6  |
|              |                 |     |     |     |     | <b>量の見込み</b> |     |     |     |     |
| 利用児童数        | 131             | 101 | 104 | 147 | —   | 127          | 122 | 117 | 114 | 111 |
|              |                 |     |     |     |     | <b>確保の方策</b> |     |     |     |     |
| 利用児童数        |                 |     |     |     |     | 127          | 122 | 117 | 114 | 111 |
| 量の見込みに対する超過分 |                 |     |     |     |     | 0            | 0   | 0   | 0   | 0   |

### ●確保方針

現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。



### (3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（6～9歳）の利用児童数

主に、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び・生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

|                          | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |     | 本計画期間        |     |     |     |     |
|--------------------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 年度                       | H27             | H28 | H29 | H30 | H31 | R2           | R3  | R4  | R5  | R6  |
|                          |                 |     |     |     |     | <b>量の見込み</b> |     |     |     |     |
| 低学年                      | 212             | 246 | 234 | 231 | 254 | 268          | 272 | 270 | 254 | 235 |
| 高学年                      | 20              | 28  | 27  | 27  | 37  | 41           | 44  | 46  | 50  | 52  |
| 合計(A)                    | 232             | 274 | 261 | 258 | 291 | 309          | 316 | 316 | 304 | 287 |
|                          |                 |     |     |     |     | <b>確保の方策</b> |     |     |     |     |
| 合計定員数(B)                 | 250             | 250 | 260 | 260 | 287 | 287          | 287 | 287 | 287 | 287 |
| 量の見込みに対する超過分 [(B) - (A)] |                 |     |     |     |     | -22          | -29 | -29 | -17 | 0   |

#### ●確保方針

平成27年度から平成31年度にかけては定員の拡大を行ってきましたが、利用者数はおおむね増加傾向にあり、定員をやや上回る年度もありました。次期計画期間も、令和3年度まで利用者数は増加傾向にあると見込まれます。一方、それ以降は減少傾向に移行し、令和6年度には現行の定員数で過不足ない状況になると見込まれます。

現在の利用者の中には、週数日程度の利用にとどまる方もいることから、放課後子ども教室等の放課後の居場所の整備とその周知に取り組み、必要性に応じた本事業との使い分けを促します。

特に、放課後子ども教室に関しては、内容の向上や事業の拡充、及び本事業との一体的な整備に向けて検討を進め、放課後の居場所づくりの推進に努めます。

#### （４）子育て短期支援事業（ショートステイ）（０～５歳）の延べ利用人数

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

単位：人日

|              | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |     | 本計画期間        |    |    |    |    |
|--------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|----|----|----|----|
| 年度           | H27             | H28 | H29 | H30 | H31 | R2           | R3 | R4 | R5 | R6 |
|              |                 |     |     |     |     | <b>量の見込み</b> |    |    |    |    |
| 延べ利用人数       | 42              | 25  | 17  | 23  | —   | 15           | 15 | 15 | 15 | 15 |
|              |                 |     |     |     |     | <b>確保の方策</b> |    |    |    |    |
| 延べ利用人数       |                 |     |     |     |     | 50           | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 量の見込みに対する超過分 |                 |     |     |     |     | 35           | 35 | 35 | 35 | 35 |

##### ●確保方針

現状の提供体制で対応可能な延べ利用人数は、見込まれる量を上回っています。現状に引き続き提供体制を確保します。

#### （５）乳児家庭全戸訪問事業（０歳）の訪問乳児数

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う事業です。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、この訪問を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立の防止を図ります。

単位：人

|              | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |     | 本計画期間        |    |    |    |    |
|--------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|----|----|----|----|
| 年度           | H27             | H28 | H29 | H30 | H31 | R2           | R3 | R4 | R5 | R6 |
|              |                 |     |     |     |     | <b>量の見込み</b> |    |    |    |    |
| 訪問乳児数        | 142             | 140 | 100 | 100 | —   | 84           | 82 | 78 | 76 | 73 |
|              |                 |     |     |     |     | <b>確保の方策</b> |    |    |    |    |
| 訪問乳児数        |                 |     |     |     |     | 84           | 82 | 78 | 76 | 73 |
| 量の見込みに対する超過分 |                 |     |     |     |     | 0            | 0  | 0  | 0  | 0  |

##### ●確保方針

現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。

## （６）養育支援訪問事業（０～１１歳）の訪問実人数

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握された、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行い、家庭における適切な養育の実施を確保するとともに児童虐待の防止を図ることを目的とする事業です。

単位：人

|              | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |     | 本計画期間        |    |    |    |    |
|--------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|----|----|----|----|
| 年度           | H27             | H28 | H29 | H30 | H31 | R2           | R3 | R4 | R5 | R6 |
|              |                 |     |     |     |     | <b>量の見込み</b> |    |    |    |    |
| 訪問<br>実人数    | —               | —   | —   | —   | —   | 5            | 5  | 6  | 6  | 7  |
|              |                 |     |     |     |     | <b>確保の方策</b> |    |    |    |    |
| 訪問実人数        |                 |     |     |     |     | 5            | 5  | 6  | 6  | 7  |
| 量の見込みに対する超過分 |                 |     |     |     |     | 0            | 0  | 0  | 0  | 0  |

### ●確保方針

本町では平成31年度（令和元年度）より実施しており、本計画策定時点で実績値はありません。引き続き実施し、見込まれる量を確保します。

## （７）地域子育て支援拠点事業（主に０～２歳）の延べ利用人数

子育て家庭の支援を行うため、公共施設や児童館、保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流の場を提供し交流を促進するほか、子育てに関する相談や援助、子育てサークルの支援、子育て関連情報の提供等を実施する事業です。

単位：人回

|            | これまでの実際の数値（実績値） |       |       |       |     | 本計画期間        |       |       |       |       |
|------------|-----------------|-------|-------|-------|-----|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 年度         | H27             | H28   | H29   | H30   | H31 | R2           | R3    | R4    | R5    | R6    |
|            |                 |       |       |       |     | <b>量の見込み</b> |       |       |       |       |
| 延べ利用<br>人数 | 1,729           | 1,204 | 1,024 | 1,173 | —   | 1,000        | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
|            |                 |       |       |       |     | <b>確保の方策</b> |       |       |       |       |
| 提供体制（か所）   |                 |       |       |       |     | 2            | 2     | 2     | 2     | 2     |

### ●確保方針

現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。

## (8) 一時預かり事業の延べ利用人数

保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

### ① 幼稚園等における主に在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）

単位：人日

|                        | これまでの実際の数値（実績値） |       |       |       |     | 本計画期間 |       |       |       |       |
|------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度                     | H27             | H28   | H29   | H30   | H31 | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    |
|                        |                 |       |       |       |     | 量の見込み |       |       |       |       |
| 1号在園児                  | 2,345           | 3,469 | 4,151 | 4,694 | —   | 2,501 | 2,574 | 2,521 | 2,503 | 2,515 |
| 2号在園児                  |                 |       |       |       |     | 2,244 | 2,309 | 2,261 | 2,246 | 2,256 |
| 量の見込み・合計（A）            |                 |       |       |       |     | 4,745 | 4,883 | 4,782 | 4,749 | 4,771 |
|                        |                 |       |       |       |     | 確保の方策 |       |       |       |       |
| 在園児の延べ利用数（B）           |                 |       |       |       |     | 7,257 | 7,257 | 7,257 | 7,257 | 7,257 |
| 量の見込みに対する超過分 [(B)－(A)] |                 |       |       |       |     | 2,512 | 2,374 | 2,475 | 2,508 | 2,486 |

#### ●確保方針

現状の提供体制で対応可能な延べ利用人数は、見込まれる量を上回っています。現状に引き続き提供体制を確保します。

### ② 上記①以外の一時預かり（0～5歳）

単位：人日

|              | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |     | 本計画期間        |     |     |     |     |
|--------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 年度           | H27             | H28 | H29 | H30 | H31 | R2           | R3  | R4  | R5  | R6  |
|              |                 |     |     |     |     | <b>量の見込み</b> |     |     |     |     |
| 延べ利用<br>児童数  | 538             | 568 | 381 | 398 | —   | 355          | 350 | 343 | 342 | 341 |
|              |                 |     |     |     |     | <b>確保の方策</b> |     |     |     |     |
| 延べ利用児童数      |                 |     |     |     |     | 355          | 350 | 343 | 342 | 341 |
| 量の見込みに対する超過分 |                 |     |     |     |     | 0            | 0   | 0   | 0   | 0   |

#### ●確保方針

現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。

## （９）病児保育事業（６か月～８歳）の延べ利用人数

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

単位：人日

|              | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |     | 本計画期間        |     |     |     |     |
|--------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 年度           | H27             | H28 | H29 | H30 | H31 | R2           | R3  | R4  | R5  | R6  |
|              |                 |     |     |     |     | <b>量の見込み</b> |     |     |     |     |
| 延べ利用人数       | 0               | 0   | 0   | 101 | —   | 101          | 101 | 101 | 101 | 101 |
|              |                 |     |     |     |     | <b>確保の方策</b> |     |     |     |     |
| 延べ利用人数       |                 |     |     |     |     | 350          | 350 | 350 | 350 | 350 |
| 量の見込みに対する超過分 |                 |     |     |     |     | 249          | 249 | 249 | 249 | 249 |

### ●確保方針

現状の提供体制で対応可能な延べ利用人数は、見込まれる量を上回っています。現状に引き続き提供体制を確保します。

## （１０）ファミリー・サポート・センター事業（６か月～１１歳）の延べ利用人数

仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、地域の会員同士で子育てをサポートする相互援助活動の調整を行う事業です。

単位：人日

単位：人

|              |     | これまでの実際の数値（実績値） |     |     |     |       | 本計画期間 |    |    |    |  |
|--------------|-----|-----------------|-----|-----|-----|-------|-------|----|----|----|--|
| 年度           | H27 | H28             | H29 | H30 | H31 | R2    | R3    | R4 | R5 | R6 |  |
|              |     |                 |     |     |     | 量の見込み |       |    |    |    |  |
| 低学年          | 0   | 10              | 66  | 62  | —   | 63    | 63    | 63 | 63 | 63 |  |
| 高学年          | 0   | 0               | 0   | 1   | —   |       |       |    |    |    |  |
|              |     |                 |     |     |     | 確保の方策 |       |    |    |    |  |
| 全学年合計延べ利用人数  |     |                 |     |     |     | 63    | 63    | 63 | 63 | 63 |  |
| 量の見込みに対する超過分 |     |                 |     |     |     | 0     | 0     | 0  | 0  | 0  |  |

### ●確保方針

現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。

## (11) 妊婦健康診査の延べ受診者数（0歳）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担します。

単位：人回

|              | これまでの実際の数値（実績値） |       |       |       |     | 本計画期間        |     |     |     |     |
|--------------|-----------------|-------|-------|-------|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 年度           | H27             | H28   | H29   | H30   | H31 | R2           | R3  | R4  | R5  | R6  |
|              |                 |       |       |       |     | <b>量の見込み</b> |     |     |     |     |
| 延べ受診者数       | 1,497           | 1,334 | 1,207 | 1,029 | —   | 953          | 944 | 911 | 900 | 876 |
|              |                 |       |       |       |     | <b>確保の方策</b> |     |     |     |     |
| 延べ受診者数       |                 |       |       |       |     | 953          | 944 | 911 | 900 | 876 |
| 量の見込みに対する超過分 |                 |       |       |       |     | 0            | 0   | 0   | 0   | 0   |

### ●確保方針

現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。また、本町では超音波検査や子宮頸がん検診、H I V抗体検査についても各1回分を公費負担しており、引き続き実施します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の一部を助成する事業）

低所得で生計が困難である保護者が保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具、その他特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用及び特定子ども・子育て支援等に対して支払うべき食事の提供に要する費用（副食材料費）の一部を助成する事業です。

### ●実施方針

令和元年10月から「実費徴収に係る補足給付事業」を実施しています。

子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園（未移行幼稚園）に通園する満3歳以上の児童の保護者に対して、世帯の所得の状況又はその他の事情を勘案して、保護者が支払うべき食事の提供に要する費用（副食材料費）の一部を助成します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設において民間事業者の能力活用の観点から参入を促進するための事業です。

### ●実施方針

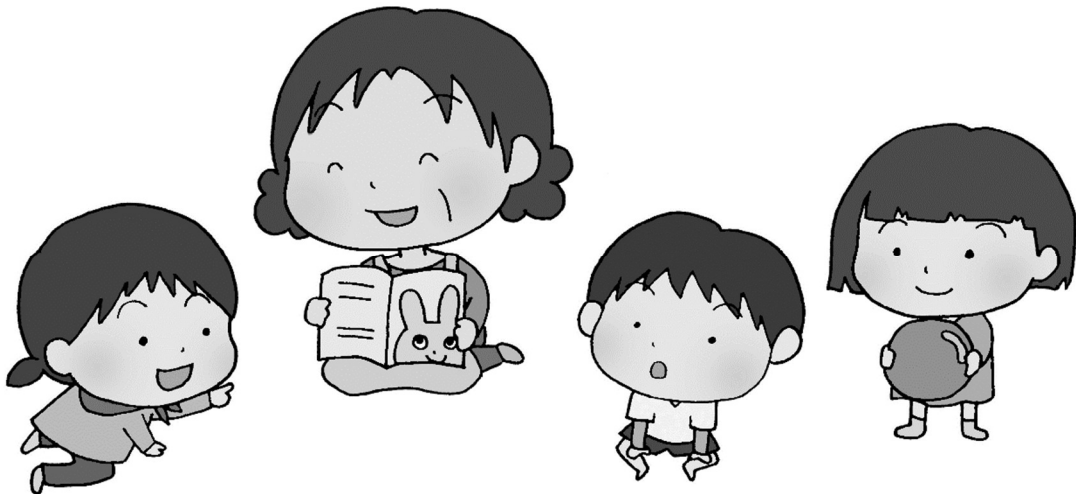
他の自治体の事業等を参考に検討します。

#### (14) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方針

地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保する上での全体的な方針・考え方を、下記の観点で示します。

##### ■地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、及び幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるということについて十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに幼稚園及び保育所、認定こども園等と小学校等との連携を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を目指します。



## 4. 児童人口推計

以下の人口推計を基に、本章で示した各事業の算出を行っています。人口推計は、コーホート変化率法によるものです。

（※コーホート変化率法：各歳別に、一定期間の人口変化率を過去の値から計算し、その変化率が今後も続くと仮定した推計方法）

単位：人

| 各歳別人口          | これまでの実際の数値（実績値） |       |       |       |       | 今後の推計値 |       |       |       |       |
|----------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
|                | H27             | H28   | H29   | H30   | H31   | R2     | R3    | R4    | R5    | R6    |
| 0歳             | 143             | 127   | 122   | 119   | 87    | 84     | 82    | 78    | 76    | 73    |
| 1歳             | 160             | 161   | 147   | 128   | 113   | 93     | 90    | 87    | 84    | 81    |
| 2歳             | 164             | 169   | 162   | 143   | 127   | 114    | 94    | 91    | 88    | 84    |
| 3歳             | 168             | 166   | 170   | 166   | 145   | 129    | 116   | 95    | 92    | 89    |
| 4歳             | 166             | 170   | 171   | 173   | 162   | 147    | 130   | 117   | 96    | 93    |
| 5歳             | 191             | 169   | 173   | 171   | 176   | 164    | 149   | 131   | 118   | 97    |
| 6歳             | 175             | 192   | 171   | 179   | 171   | 178    | 166   | 151   | 134   | 120   |
| 7歳             | 161             | 177   | 193   | 166   | 178   | 170    | 178   | 166   | 150   | 133   |
| 8歳             | 171             | 164   | 174   | 196   | 169   | 179    | 172   | 179   | 167   | 151   |
| 9歳             | 172             | 172   | 162   | 176   | 195   | 169    | 180   | 172   | 179   | 167   |
| 10歳            | 144             | 171   | 170   | 163   | 174   | 194    | 168   | 178   | 171   | 178   |
| 11歳            | 140             | 144   | 171   | 165   | 165   | 173    | 193   | 167   | 178   | 170   |
| 年齢区分別<br>人口    | これまでの実際の数値（実績値） |       |       |       |       | 今後の推計値 |       |       |       |       |
|                | H27             | H28   | H29   | H30   | H31   | R2     | R3    | R4    | R5    | R6    |
| 0～2歳           | 467             | 457   | 431   | 390   | 327   | 291    | 266   | 256   | 248   | 238   |
| 3～5歳           | 525             | 505   | 514   | 510   | 483   | 440    | 395   | 343   | 306   | 279   |
| 6～8歳           | 507             | 533   | 538   | 541   | 518   | 527    | 516   | 496   | 451   | 404   |
| 9～11歳          | 456             | 487   | 503   | 504   | 534   | 536    | 541   | 517   | 528   | 515   |
| 0～11歳<br>児童数合計 | 1,955           | 1,982 | 1,986 | 1,945 | 1,862 | 1,794  | 1,718 | 1,612 | 1,533 | 1,436 |

※各年4月1日時点

## 第5章 子ども・子育て支援施策の推進

第3章で示した5つの基本目標ごとに施策を展開し、子ども・子育て支援に取り組めます。

### 基本目標1 ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり

#### 【施策展開の基本方針】

少子化が進む一方で、核家族化・共働き家庭・就労形態の変化等の影響により保育サービスのニーズは多様化しており、ゆとりを持って子育てできる支援体制づくりの必要性が高まっています。

前回計画期間、本町では養育支援訪問事業やファミリー・サポート・センター事業を新規に開始しているほか、病児・病後児保育事業を広域事業として開始しており、また学童クラブの定員数の拡充を行う等、各種の整備を進めてきています。

今後、緊急時や多様な働き方に対応する上で必要な保育サービスの提供と、児童の安全や保育の質を守る仕組みづくり、質の高い人材の確保に向けた事業の展開を図ります。また、町では子どもの健全育成のための居場所として、児童館や放課後子ども教室等の事業を継続して充実させていきます。さらに、子育て家庭への経済的支援の取り組みでは、経済的な負担の軽減と不公平感の是正を図り、適宜内容を検討していきます。

#### (1) 子育て支援サービスの充実

次世代を担う子どもたちが地域とのかかわりの中で健やかに生まれ育つことができるよう、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

| 事業番号 | 事業名称              | 事業内容                                                                 | 担当課等            | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                              |
|------|-------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------|
| 1    | 子ども家庭支援センター事業     | 子どもの家庭総合ケースマネジメント事業及び地域組織化事業等を行い、子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携して子どもと家庭を支援 | 子育て福祉課          | 事業内容のとおり実施していく。                                  |
| 2    | 乳児家庭全戸訪問事業        | 乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立を防ぐため相談・情報提供を行う                                | 子育て福祉課          | 事業内容を踏襲し、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握などにより子育てにおける孤立を防ぐ。 |
| 3    | ファミリー・サポート・センター事業 | 会員による子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センターにおいて、保育所への送迎、預かり等を実施              | 子育て福祉課          | 協会会員の登録数を確保するため、説明会及び講習会の開催回数を増やす。               |
| 4    | 子育てひろば事業          | 0～5歳児の孤立しがちな子育て家庭を主な対象とし、つどいの場を提供                                    | 子育て福祉課<br>(児童館) | 事業内容のとおり実施していく。                                  |

| 事業番号 | 事業名称          | 事業内容                                                                                              | 担当課等   | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                         |
|------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------|
| 5    | 子育てサークルの育成・支援 | 保健センター、子ども家庭支援センター、児童館が連携して子育てサークルや社会教育関係団体等を育成・支援                                                | 子育て福祉課 | 事業内容のとおり実施していく。                             |
| 6    | 地域の人材の活用と育成   | 子育て支援のため、ボランティア支援センター、体験活動ボランティア登録者等の地域ボランティアの積極的な活用を図る                                           | 子育て福祉課 | 社会福祉協議会、ボランティア支援センターと連携し地域ボランティアの積極的な活用を図る。 |
| 7    | 赤ちゃん・ふらっと事業   | 児童館・公民館・図書館等多数の者が利用する施設において、授乳及びおむつ替え等ができる施設整備(赤ちゃん・ふらっと)の設置を促進することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する | 子育て福祉課 | 令和3年度から環境整備に向け、設置できる施設について調査を実施し、整備につなげていく。 |
| 8    | 日の出町子ども・子育て会議 | 日の出町子ども・子育て支援事業計画(第二期)策定や子育て環境の充実等に向けて検討を進める                                                      | 子育て福祉課 | 定期的に開催していく。                                 |

## (2) 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子どもの権利が最大限尊重されるよう配慮しながら利用者のニーズを十分に踏まえ、子育て家庭にとって利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

| 事業番号 | 事業名称    | 事業内容                                                                        | 担当課等   | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                        |
|------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------|
| 9    | 通常保育事業  | 保護者の就労や疾病その他の理由などで保育を必要とする児童の保育を保育所で実施                                      | 子育て福祉課 | 事業内容のとおり実施していく。                                            |
| 10   | 低年齢児保育  | 0～2歳児の受け入れ体制の整備                                                             | 子育て福祉課 | 幼児教育・保育の量の見込みから検討する。                                       |
| 11   | 一時預かり事業 | 保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができるサービス | 子育て福祉課 | 緊急・一時的な保育を必要とするときや保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減のため、保育所で児童を一時的に預かる。 |
| 12   | 延長保育事業  | 保護者の就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため保育時間を延長                                            | 子育て福祉課 | 保護者の就労形態の多様化を考慮し、ニーズに即した延長保育時間の設定の検討が必要。                   |
| 13   | 休日保育事業  | 保護者の就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため休日保育事業の実施に向けた体制整備(本町では未実施)                         | 子育て福祉課 | 近隣市町村の動向も踏まえ検討していく。                                        |

| 事業番号 | 事業名称        | 事業内容                                                                        | 担当課等            | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                            |
|------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 14   | ショートステイ事業   | 保護者が病気になった場合などに、未就学児を委託先施設において短期間預かる事業                                      | 子育て福祉課          | 保護者が病気になった場合などに宿泊できる唯一の施設のため、継続して実施し、対象年齢の引き上げを他市町村とともに検討。     |
| 15   | トワイライトステイ事業 | 保護者の就労の都合等により帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童福祉施設等において一時的に子どもを預かる事業(本町では未実施)        | 子育て福祉課          | 実施に向けた体制整備を検討する。                                               |
| 16   | 病児(病後児)保育事業 | 疾病回復期の小学校3年生(9歳)までの児童で保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を一時的に預かる事業                   | 子育て福祉課          | 利用率の向上に向けた事業周知等啓発の実施。                                          |
| 17   | 養育支援訪問事業    | 家事援助等の支援が必要な家庭に対し子育て経験者又はヘルパー等を派遣することにより、家庭における適切な養育の実施を確保するとともに、児童虐待の防止を図る | 子育て福祉課          | 乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を通じ、妊娠・出産・育児期に養育支援が特に必要であると判断される家庭を把握し、派遣を行う。 |
| 18   | 家庭的保育事業     | 個人がその居宅において、保育を必要とする少人数の児童を保育する事業                                           | 子育て福祉課          | 幼児教育・保育の量の見込みから検討する。                                           |
| 19   | 保育スタッフの養成   | 保育士等の資質向上のため、関係機関と連携して研修事業を支援                                               | 子育て福祉課          | 東京都等の研修の情報を提供し、研修機会の確保に努め、参加を促していく。                            |
| 20   | 学童クラブ事業     | 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が、安全で快適な放課後の時間を過ごせるよう、放課後児童支援員を配置して、設備と保育内容を充実させる      | 子育て福祉課          | 当面は現状どおり対象を小学4年生までとし、また民間委託を視野に入れる。                            |
| 21   | 就学前学校体験事業   | 保育所・認定こども園・小学校の連携により、保育から教育への円滑な移行を行うための事業                                  | 学校教育課<br>子育て福祉課 | 事業内容のとおり実施していく。                                                |
| 22   | 児童館事業       | 専任職員の指導の下、児童が健全な遊びと活動を通じて仲間と居場所を得て、心身ともに豊かに成長できるよう、児童館事業を充実させる              | 子育て福祉課<br>(児童館) | 事業内容のとおり実施していく。                                                |

### (3) 児童の健全育成の推進

子どもたちが、放課後や週末・長期休日において、学校や児童館等の教育・社会教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

| 事業番号 | 事業名称               | 事業内容                                                                                                      | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                               |
|------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------|
| 23   | 身近な遊び場の整備          | 子どもの居場所づくりに向けた広場の機能を持った公園や民間の遊び場の整備、及び乳幼児向けの安全な遊具の設置とともに定期的な点検の実施                                         | 子育て福祉課  | 既存の公園の安全管理を実施しながら、子どもの居場所づくりに向けた安全な遊具等の設置を検討していく。 |
| 24   | 放課後子ども教室           | 放課後に、小学校の教室や体育館等を利用し、子どもたちの安全で安心な居場所を提供                                                                   | 文化スポーツ課 | 夏・冬・春休みの期間を除く毎週水曜日の放課後に、各種教室を開催し、子どもたちの居場所を確保する。  |
| 25   | 余裕教室の活用            | 児童生徒の学習と生活の場として活用していくとともに、地域の大人たちを指導者とした放課後子ども教室へ場を提供する等して活用                                              | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                   |
| 26   | 既存施設の活用による子育て拠点の整備 | ・(仮称)日の出町総合文化体育センター建設計画にある、子どものいる利用者への配慮と親子で利用できるキッズスペース・プレイルームの導入を推進<br>・既存の社会教育施設に関し、子どものためのグランド施設開放を検討 | 子育て福祉課  | 具体的な計画段階において、提案していく。                              |

#### ○「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

日の出町では、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の推進と併せて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後等子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野がかかわっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解・情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や都の関係各機関への働きかけを行っていきます。

#### (4) 経済的支援の取り組み

少子化対策として、児童手当、医療費助成、教育費補助金等を中心に総合的な経済的支援を推進します。町単独事業については、経済的な負担の軽減と不公平感の是正を図り、適宜検討します。

| 事業番号 | 事業名称               | 事業内容                                                                                                                                            | 担当課等   | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                          |
|------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------|
| 27   | 児童手当の支給            | 15 歳までの子どもを養育している方に対し、児童手当を支給                                                                                                                   | 子育て福祉課 | 事業内容のとおり実施していく。                              |
| 28   | こども医療費の助成          | 15 歳までの子どもを養育している方に対し、子どもにかかる保険医療費の自己負担分を助成                                                                                                     | 子育て福祉課 | 事業内容のとおり実施していく。                              |
| 29   | 次世代育成クーポンの交付       | 15 歳までの子どもを養育している方に、日の出町に住所を有することを条件に、子ども1人あたり月1万円のクーポン券を交付                                                                                     | 子育て福祉課 | 他の単独施策も含め、1 人あたりの月額設定等について検証が必要。             |
| 30   | 出産助成金の支給           | 生まれた子どもの父母で、1年以上町内に住所を有する方に1回の出産につき3万円を支給                                                                                                       | 子育て福祉課 | 次世代育成クーポン等の単独施策としての実施も含め、事業を精査し、実施のあり方を検討する。 |
| 31   | 就園・就学等に関する保護者負担の軽減 | (1)私立幼稚園等園児保護者負担金軽減事業費補助金<br>(2)私立未認可幼稚園園児保護者補助金<br>(3)要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金<br>(4)特別支援学級児童生徒就学奨励費補助金<br>(5)小中学校児童生徒保護者補助金(修学旅行等)<br>(6)進学支度金貸付 | 学校教育課  | 事業内容のとおり実施していく。                              |
| 32   | 実費徴収に係る補足給付事業      | 子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)に通園する満3歳以上の児童の保護者に対して、世帯の所得の状況又はその他の事情を勘案して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用(副食材料費)の一部を助成(令和元年 10 月から実施)                       | 子育て福祉課 | 継続して実施していく。                                  |

## 基本目標 2 親子が健やかに育つための健康づくり

### 【施策展開の基本方針】

妊娠・出産にかけて母親の心身の状態は短期間に大きく変化します。胎児は母体の健康状態に大きな影響を受けるため、妊娠・出産期における効果的な健康管理、安定した精神状態の確保は重要な課題となります。

前回計画期間、本町では、妊婦健康診査の拡充を進める等、親子の健康を守る取り組みを進めてきています。今後も引き続き、健康診査の実施や健康に関する知識の普及、訪問指導等、各種の取り組みを通して、親子が健やかに育つための健康づくりを推進します。

### (1) 子どもや母親の健康の確保

日の出町保健衛生事業計画に基づき、乳幼児が心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して育児できる体制の整備を図るとともに、安全に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

| 事業番号 | 事業名称      | 事業内容                                                                                | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------|
| 33   | 妊婦健康診査    | 契約医療機関において、14回の妊婦健康診査と1回の超音波検査が受診可能であり、子宮頸がん検診・HIV抗体検査、さらに保健センターにおいて年6回の妊婦歯科健康診査を実施 | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 34   | 産婦健康診査    | 3～4か月児健康診査に来所した母親全員に血圧・尿などの諸検査を行い、産後の母親の身体的並びに精神的な健康状況について確認                        | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 35   | 乳幼児健康診査   | 保健センターにおいて、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、乳幼児の健康管理を行う                             | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 36   | 新生児聴覚検査   | 早期に発見され適切な支援を受けることで聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、早期発見・早期療育を図るためすべての新生児を対象に実施     | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 37   | 乳幼児精密健康診査 | 必要に応じて専門医療機関の協力による精密健康診査を実施                                                         | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |

| 事業番号 | 事業名称                      | 事業内容                                                                                                                                                              | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------|
| 38   | 乳幼児歯科相談<br>並びに5歳歯科相談と訪問事業 | おおむね1歳前後から満6歳までの乳幼児のうち希望するものに拡大し、その間定期的に歯科健康診査・歯科保健指導・予防処置を実施、また5～6歳児に対して歯科健診年6回と、保育所・幼稚園等への歯科訪問事業において歯科保健指導を年1回実施、及び幼稚園と連携して食育事業を年1回実施                           | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 39   | 予防接種事業                    | 乳幼児等予防接種対象者への個別通知や未接種者への通知等により、予防接種の重要性を啓発するとともに、接種率の向上を図る(平成29年度に集団接種から一部の予防接種を除き個別接種へ移行)                                                                        | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 40   | 新生児訪問指導                   | 出生届出票等を基に、全数の第1子の対象者を把握し、第1子と第2子以降希望する家庭へ新生児訪問指導を行い、子どもの様子と母親の健康状態に合わせて日常生活を送れるよう援助                                                                               | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 41   | 妊産婦訪問指導                   | 高年初妊婦、若年妊婦、低所得世帯、肥満、心及び腎疾患を伴う妊婦に対し、適切な治療又は予防のため、日常での予防的生活について、相談・援助                                                                                               | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 42   | 各種教室・講座の開催                | (1)母性科<br>妊娠の機会をとらえて、妊婦が自ら健康をつくり健康な赤ちゃんを産み育てることができるよう両親学級(年3回、1回のコースを3日制)を実施<br>(2)育児科<br>生後3か月から12か月までの乳児とその保護者を対象とし、離乳食教室(年12回)を初期(3か月～6か月)と中後期(7か月～12か月)に分けて実施 | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 43   | 小児医療の充実                   | 急病や急なけがなどの緊急時に安心して受診できるよう、小児救急医療体制を整備                                                                                                                             | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。     |

## (2) 「食育」の推進

栄養や健康、食生活にかかわる正しい理解と望ましい習慣を養い、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進と体位向上を図ります。

| 事業番号 | 事業名称      | 事業内容                                                   | 担当課等     | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)         |
|------|-----------|--------------------------------------------------------|----------|-----------------------------|
| 44   | 給食センターの整備 | 老朽化の目立つ施設の整備については、少子化の進む現状を踏まえ、当面、維持管理に努めつつ将来を見据えながら検討 | 学校給食センター | 日の出町公共施設等長期保全計画を視野に入れて検討する。 |

| 事業番号 | 事業名称       | 事業内容                                                                          | 担当課等     | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                          |
|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------|
| 45   | 食に関する指導の充実 | 日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養う指導と併せて、夏休み中に料理教室を実施                              | 学校給食センター | 引き続き、全小中学校の全学年において、栄養士による食育授業及び夏休み料理教室を実施していく。               |
| 46   | 食物アレルギー対策  | 1学期が始まる前に各学校において全児童生徒のアレルギー調査を実施し、その情報を共有して児童生徒の実態に配慮するとともに、保護者・学校と連携して、適切に対応 | 学校給食センター | 学校と給食センターの連携を強化し、アレルギー対象者への情報提供に関する新たな方法の導入を図る。              |
| 47   | 安全衛生管理     | 食品衛生検査などの充実と安全衛生基準の徹底                                                         | 学校給食センター | 放射能検査を実施し、また安全衛生基準マニュアルを要綱に改め、給食センターに従事する職員の更なる安全衛生基準の強化を図る。 |

### (3) 学童期・思春期保健対策の充実

思春期における人工中絶等の性行動にかかわる問題や、薬物乱用、喫煙、飲酒等の問題は、子どもが将来大人になるまでにわたり有害な影響を及ぼします。学童期・思春期の子どもに対して、命を大切にする心・思いやりの心を育てる環境づくりを推進します。

| 事業番号 | 事業名称                | 事業内容                                                        | 担当課等                        | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|---------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 48   | 健康管理の充実             | 児童生徒の健康管理を推進するため、健康診断・健診業務を充実させる                            | 学校教育課                       | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 49   | 性に関する健全な意識と正しい知識の普及 | 性に関する正しい知識の普及を図り、健やかな母性・父性を育むことを目的に啓発活動を図る                  | 学校教育課                       | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 50   | 薬物乱用等の防止対策          | 薬物の乱用の防止対策について児童生徒、保護者、地域住民を対象とした啓発活動を積極的に行い、児童生徒に対しての指導を徹底 | 学校教育課<br>いきいき健康課<br>生活安全安心課 | 事業内容のとおり実施していく。     |

## 基本目標 3 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

### 【施策展開の基本方針】

町の将来を担う子どもたちの健全育成は、町にとり重要なテーマであり、学校、家庭、地域が密接に連携し、青少年の活動機会の提供、指導者養成、青少年対策の強化に関して地域に根ざした活動を進めていく必要があります。また、地域における教育環境づくりの観点からは、活動に参画する地域人材の養成・確保や、施設等の整備・活用も重要となります。

こうした観点から、前回計画期間において実施してきた各種の事業を継続し、内容を充実させていくことで、子どもが豊かに学び育つための教育環境づくりを推進します。

### (1) 次代の親の育成

次代の親を育成するため、心の豊かさや精神的なたくましさと教養や知識を身に付けるための各種講座・教室等の開催を通して、社会活動の支援を図ります。

| 事業番号 | 事業名称             | 事業内容                                                                          | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                                                                  |
|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 51   | 青少年の健全育成         | 諸団体とともに青少年対象事業を推進し、青少年健全育成の広報・宣伝活動を通じて、青少年が健やかに成長するよう、仲の良い幸せな家庭と健全な地域社会の形成を図る | 文化スポーツ課 | こども体験教室、自然体験教室、やまびこシネマ、オアシス運動、親子で楽しむ夕焼けコンサート、親子イモ掘り・トン汁を食べよう、教育講演会、親子餅つき昔あそび大会、Let's ダンスダンスなどイベントを実施 |
| 52   | 有害環境対策・非行防止対策の充実 | 青少年に有害な社会環境を除去するための啓発活動に取り組むとともに、警察や学校等との連携を強化し、青少年の問題行動に迅速に対応できるシステムを構築      | 文化スポーツ課 | 青少年問題協議会の設置・開催                                                                                       |

## (2) 学校の教育環境の整備

学校における児童生徒の学びが豊かなものとなるよう、教育内容の充実や施設の整備等をととして教育環境の整備を進め、また、防犯等の安全面の取り組みや相談支援の体制の充実を図り、児童生徒の「生きる力」を育むための環境整備を推進します。

| 事業番号 | 事業名称          | 事業内容                                                          | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                                                      |
|------|---------------|---------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 53   | 教育活動の充実       | 一人ひとりの興味関心や習熟度などに応じた指導体制を充実させ、基礎的・基本的な学力の向上を図る                | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |
| 54   | 職員研修の充実       | 教員の研究・研修活動や各校の校内研究を支援し、教員の資質の向上を図る                            | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |
| 55   | 学校・家庭・地域社会の連携 | 家庭、地域及び諸機関と連携した、開かれた学校づくり、及び学校評議員制度を充実させた学校運営                 | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |
| 56   | 校舎・体育館・プールの整備 | 緊急度・危険度に応じた計画的な改修整備                                           | 学校教育課   | 2020 年度に施設整備計画を策定する。                                                                     |
| 57   | 余裕教室等の活用      | 必要に応じて余裕教室活用検討委員会を設置し、その答申を踏まえ、各校の多様な教育活動に供する活用のあり方について検討     | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |
| 58   | 通学施設等の整備      | 交通安全指導、及び自転車通学の児童生徒への通学用ヘルメットの貸与                              | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |
| 59   | 防犯対策          | セーフティー教室の全校での実施、学校管理員による登下校指導や校内の巡視、防犯ブザーの配布、センサーライトの設置、門扉の施錠 | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |
| 60   | 安全管理          | 緊急時に備えた危機管理マニュアルの整備                                           | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |
| 61   | 教育相談の推進       | 子ども家庭支援センターや保健相談との連携強化。教育相談室の相談機能の一層の充実、小中学校との連携強化            | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |
|      |               |                                                               | 子育て福祉課  | 年2回、未就学児童情報交換会を実施。こども家庭支援センター、保健センター、教育相談室、障害担当、保育所巡回相談の臨床心理士において開催し、相談機能の一層の充実、連携強化を図る。 |
|      |               |                                                               | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。                                                                          |

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

学校、家庭、地域が連携し、総合的に教育力を高めるため、各種の活動や行事を充実させるとともに、それぞれの子どもの発達状況に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図る等、「生きる力」を育む家庭や地域の教育力の向上を推進します。

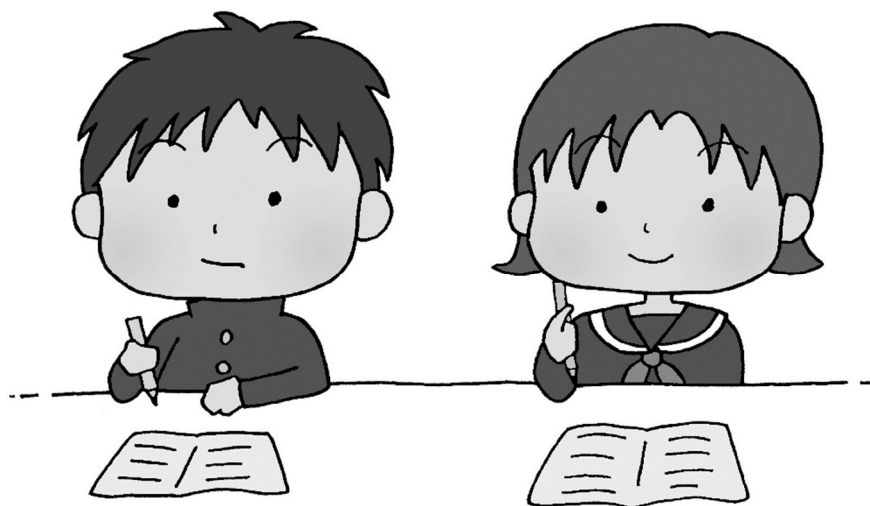
| 事業番号 | 事業名称          | 事業内容                                             | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                                                                   |
|------|---------------|--------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 62   | 家庭教育の充実       | 家庭教育に関する情報提供を充実させるとともに、家庭教育に関する講座の開設などによる学習機会の充実 | 文化スポーツ課 | 親子で楽しむ夕焼けコンサート、親子イモ掘り・トン汁を食べよう、教育講演会、親子餅つき昔あそび大会、ひので町民大学などを実施。                                        |
| 63   | 自然体験・社会体験等の推進 | 子ども体験教室、親子体験教室など各種学習事業の推進                        | 文化スポーツ課 | こども体験教室、自然体験教室、やまびこシネマ、オアシス運動、親子で楽しむ夕焼けコンサート、親子イモ掘り・トン汁を食べよう、教育講演会、親子餅つき昔あそび大会、Let's ダンスダンスなどイベントを実施。 |
| 64   | 「教育ひので」の充実    | 年4回発行の「教育ひので」の内容の充実                              | 学校教育課   | 内容の充実を図る。                                                                                             |

### (4) 子ども読書活動の推進

子どもの読書活動は、豊かな感性や情操、思いやりの心、国語力を身につける上で重要なものです。本町の次代を担う子どもたちを育成するため、「日の出町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校での推進活動の基盤整備や啓発活動を進めます。

| 事業番号 | 事業名称              | 事業内容                                                                        | 担当課等             | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                     |
|------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------|
| 65   | 子どもの読書環境の整備       | 家庭、地域、学校を通して読書に親しむ機会を提供                                                     | 文化スポーツ課<br>(図書館) | 引き続き図書購入予算額の増額を求めていき、人口比に対するの基準単価を検討する。 |
| 66   | 子どもの読書活動に関する理解の促進 | 学校と家庭とが連携し、保護者会や学校だよりなどにより、読書活動の意義を理解してもらえるよう啓発活動を実施し、保育所・小学校での本の読み聞かせ事業を実施 | 文化スポーツ課<br>(図書館) | 学校、保育所と連携する。また、認定こども園との連携に向けて検討を進める。    |
| 67   | 地域社会全体での取り組み体制の整備 | 図書館、学校、家庭、関係諸機関、団体との連携を図るため、それぞれが設置している委員会、協議会、連絡会等を活用し協力を得る                | 文化スポーツ課<br>(図書館) | 中心的役割を担う組織が無いことが課題となる。                  |

| 事業番号 | 事業名称                  | 事業内容                                       | 担当課等             | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|-----------------------|--------------------------------------------|------------------|---------------------|
| 68   | 子どもの読書活動を推進させるための人材育成 | 図書館職員の実務向上、及びボランティア団体の人材育成を図るため、講習会、研修会を実施 | 文化スポーツ課<br>(図書館) | 職員(人材)を確保する。        |



## 基本目標 4 子育てにやさしい地域環境づくり

### 【施策展開の基本方針】

共働き家庭が増加している状況においては、働きながらの子育てをしやすいように取り組みを進める必要があります。また、交通安全や防犯の観点からも、子育てにやさしい地域環境の整備を進めていく必要があります。

こうした観点から、前回計画期間において実施してきた各種の事業を継続して、働き方等に関する意識啓発や、道路等の整備を進めていき、子育てにやさしい地域環境づくりを推進します。

### (1) 仕事と子育ての両立支援

子育て中の男女が職業生活と家庭生活を両立できるよう、関係機関と連携を図りながら、広報・啓発・情報提供に努め、働き続けられる環境整備を推進します。

| 事業番号 | 事業名称             | 事業内容                                                                  | 担当課等             | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                                           |
|------|------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 69   | 育児休業取得等についての意識啓発 | 育児休業の取得について町役場全体での理解を深めるため、広報、パンフレット、ポスター等により意識啓発                     | 総務課              | 新規採用職員研修やグループウェアを活用した制度周知及び利用促進を図る。                                           |
| 70   | 多様な働き方・生き方への意識啓発 | 男女がともに職場、家庭、地域において調和のとれた多様な働き方、生き方ができる環境づくりのため、広報、パンフレット、ポスター等により意識啓発 | 文化スポーツ課<br>企画財政課 | ひので町民大学、ひので映画大使の開催、生涯学習講座の実施。<br>男女共同をテーマとした講演会を実施し、併せて広報媒体にて広く情報提供し、意識啓発を図る。 |

#### ○仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進について

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和の実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

##### 1) 仕事と子育てを両立しやすい環境の整備

教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりが仕事と生活の調和を実感できる環境づくりを進めます。

##### 2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の整備に向けて、制度の周知等の情報提供・啓発に努め、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しに関し、問題提起していきます。

## (2) 便利で良好な生活環境の確保

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、公共交通の充実を図り、また子育て世帯を支援するために、ファミリー向け賃貸住宅の管理・供給を推進します。

| 事業番号 | 事業名称            | 事業内容                                                                                 | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                     |
|------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------|
| 71   | 公共交通の充実<br>(バス) | 既設路線バスの運行ルートや運行回数<br>の見直しなどによるバスサービスの充実、<br>及び町内循環バスの運行実施                            | 生活安全安心課 | バス運行を継続する。                                              |
| 72   | 子育てに適した環境への整備誘導 | 次世代育成住宅の維持管理を行い、また<br>民間事業者による開発事業に合わせて、<br>子育てに適した住宅の計画や、保育・託<br>児に利用できるスペースの確保等を要請 | 建設課     | 長寿命化修繕計画に基づ<br>く、施設の維持管理を行い、<br>入居の促進、住宅の有効活<br>用を促進する。 |

## (3) 安全・安心な地域環境の整備

子どもや子ども連れをはじめ、誰もが安全・安心に生活できるよう、道路交通環境の整備や施設等のバリアフリー化を進め、また交通安全・防犯の取り組みを進めます。

| 事業番号 | 事業名称                         | 事業内容                                                                                                     | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                                        |
|------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 73   | 道路整備における<br>バリアフリー化          | 子どもや子ども連れの親子、ベビーカー<br>などが安全かつ便利に歩行できるよう、幅の<br>広い歩道の整備と、歩道における段差や<br>急勾配の解消                               | 建設課     | 道路新設改良による歩道整<br>備及び維持管理により、道<br>路通行の安全を確保してい<br>く。                         |
| 74   | 公共的建築物にお<br>ける子育てバリアフ<br>リー化 | 公共的建築物の出入口、駐車場、階段、<br>昇降施設、トイレなどについても、バリアフ<br>リーに配慮した利用しやすい構造にするこ<br>とに、おむつ換えスペース、ベビーベッド、<br>授乳スペースを確保する | 総務課     | 庁舎へのアプローチとして道<br>路から通路までの移動円滑<br>化経路の勾配の改修が必<br>要である。                      |
| 75   | 通学路の整備促進                     | 町道の拡幅、歩道及びガードレールの設<br>置など通学路の整備をし、また危険箇所<br>については信号機、横断歩道、カーブミラ<br>ー、掲示板などを設置するよう関係機関<br>に働きかける          | 建設課     | 道路改良工事及び道路維<br>持工事により通学路を含む<br>道路整備を促進する。ま<br>た、交通管理者等、関係機<br>関との連携を図っていく。 |
| 76   | 交通安全教育・指<br>導の推進             | 保育所、幼稚園、小中学校、自治会や町<br>内の諸団体等の会議、その他の集まりに<br>おいて、警察との連携による住民への分<br>かりやすい交通安全教育を実施                         | 生活安全安心課 | 継続して交通安全教育に取<br>り組んでいく。                                                    |
| 77   | 防犯対策の推進                      | 児童生徒が登下校中に事件・事故に巻き<br>込まれないよう、町、学校、地域、PTA、<br>警察など各関係機関と連携を図り防犯対<br>策を進める                                | 生活安全安心課 | 継続して防犯パトロールに取<br>り組んでいく。                                                   |

## 基本目標 5 要保護児童等への自立支援の体制づくり

### 【施策展開の基本方針】

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所とのかかわりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなる傾向にあります。虐待防止やひとり親家庭への支援の観点から、保護者が育児で孤立せず身近な地域に相談できる場を確保できるよう体制を整備するほか、各種の助成や手当での支給等を実施します。

また、障害のある子どもや貧困の状況にある子ども等に対し、それぞれのニーズに合った支援を充実させていくことが重要となっています。各種の経済的支援のほか、教育・保育における支援体制の整備や、居場所づくりの取り組み等を通し、自立支援の体制づくりを進めます。

### （１）児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、切れ目のない総合的な支援を図ります。

| 事業番号 | 事業名称         | 事業内容                                                       | 担当課等                    | 本計画期間の方向性<br>（特記事項）             |
|------|--------------|------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 78   | 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童の適切な保護及び要支援児童とその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るために要保護児童対策地域協議会を開催 | 子育て福祉課<br>（子ども家庭支援センター） | 調整担当者を早期に配置し、関係機関との円滑な連携体制を整える。 |
| 79   | 児童虐待防止のための啓発 | 児童虐待防止のための広報、パンフレット、ポスター等による意識啓発を行い、児童虐待に対する地域の見守りを呼びかける   | 子育て福祉課<br>（子ども家庭支援センター） | 事業内容のとおり実施していく。                 |

### ○児童虐待防止対策の充実について

児童虐待防止対策においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や民生・児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して児童虐待の発生予防をする等、早期発見、早期対応に努めます。また、体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進をします。

#### １）相談体制の強化及び関係機関との連携強化

本町の子ども・子育てに関する相談体制としては、「子ども家庭支援センター」をはじめ、「保健センター」「子育て福祉課」「学校教育課」の各行政機関のほか、各保育所、認定こども園、小中学校等において、相談ができる体制となっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。本計画期間中は、子育て世代包括支援センターの整備を通じた相談体制の強化に向けて、検討を進めます。

また、児童虐待の防止のためには、これらの相談体制を基に、関係機関・関係者間での児童虐待に係る情報管理・共有・連携を図ることが必要です。こうした情報管理・共有・連携を通して、実際の児童虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価体制を確保するため、関係機関への専門性を有する職員の配置や、東京都等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

#### ２）児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳幼児健診未受診者や未就園・不就学の児童等に関する定期的な安全確認、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠・出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握します。特に支援を必要とする場合は、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるよう努めます。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密に連携し、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を図り、連携体制を強化していく必要があります。

さらに、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」、及び児童虐待を防止するためのSNSを利用した子供や保護者からの相談窓口について、更なる周知・啓発に取り組みます。

## (2) ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの利益を最善に考え、きめ細かな福祉サービスの展開及び子育てや就業への支援等、総合的な対策を推進します。

| 事業番号 | 事業名称             | 事業内容                                                                                                      | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                    |
|------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------|
| 80   | 相談・援護の充実         | ひとり親家庭の様々なニーズに対応するため、子ども家庭支援センターを中心に福祉事務所と連携し、生活相談や育児相談、援護事業の充実を図る                                        | 子育て福祉課  | 西多摩福祉事務所と連携を図りながら相談ニーズに応じた多角的な支援を実施する。 |
| 81   | 児童扶養手当の支給        | 父又は母が離婚、死亡などでないもしくは父又は母が重度の障害者である 18 歳未満の児童(障害がある場合は 20 歳未満)を扶養している保護者に支給(所得制限あり)                         | 子育て福祉課  | 法律に準拠し適正に執行する。                         |
| 82   | 児童育成手当(育成手当)の支給  | 父又は母が離婚、死亡などでないもしくは父又は母が重度の障害者である 18 歳未満の児童を扶養している保護者に支給(所得制限あり)                                          | 子育て福祉課  | 法律に準拠し適正に執行する。                         |
| 83   | ひとり親家庭医療費の助成     | 父又は母が離婚、死亡などでないもしくは父又は母が重度の障害者である 18 歳未満の児童(障害がある場合は 20 歳未満)のいる家庭に医療証を交付して医療費を助成(自己負担分の全部又は一部を助成)(所得制限あり) | 子育て福祉課  | 法律に準拠し適正に執行する。                         |
| 84   | ひとり親家庭ホームヘルプサービス | 日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して家事援助者を派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行うことにより、生活の安定を図る                                       | 子育て福祉課  | 令和3年度を目途とした事業導入に向け、ニーズ把握及び事業運営を検討する。   |
| 85   | 廃棄物処理手数料減免       | 児童扶養手当受給世帯に対し、ごみ処理手数料を減免                                                                                  | 生活安全安心課 | 事業内容のとおり実施していく。                        |

### ○ひとり親家庭の自立支援の推進について

ひとり親家庭の自立支援に関しては、ひとり親家庭が抱える課題が子育てに限らず就労や日常生活等多岐にわたることから、地域での自立した生活を支援するため、相談内容から課題を的確に把握し必要な支援につなげることが求められます。福祉事務所との連携による相談体制の整備や就業支援、児童扶養手当・児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成等の経済的支援、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮や生活支援等の各種支援策を推進します。その他、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都が策定するひとり親家庭自立支援計画等の定めるところにより、総合的な自立支援を推進します。

### (3) 障害のある子どもたちに対する施策の充実

障害のある子どもたちの日常生活を支援し、望ましい教育・保育を利用できる環境づくりを進めるほか、各種の経済的支援を実施します。

| 事業番号 | 事業名称            | 事業内容                                                                                                        | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                |
|------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------|
| 86   | 特別支援教育の推進       | 学校教育において、従来の心身障害教育の対象であった児童生徒に加えて、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の教育上特別な支援が必要な子ども達に対して適切な教育的支援が行える体制を整える | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                    |
| 87   | 相談支援体制の整備       | 障害に関して、乳幼児期から学校卒業後までの子どものライフステージに応じて一貫した適切な相談支援が行えるような相談支援体制の整備に向け検討                                        | いきいき健康課 | 事業内容のとおり実施していく。                                    |
|      |                 |                                                                                                             | 子育て福祉課  | 子育て世代包括支援センターの設置に向け、検討していく。                        |
|      |                 |                                                                                                             | 学校教育課   | 事業内容のとおり実施していく。                                    |
| 88   | 障害児保育の充実        | 保育所等における障害児保育の充実を図るため、障害に応じた対応が適切にできるよう、保育士等の育成・充実に推進                                                       | 子育て福祉課  | 保育所、認定こども園、障害担当等関係機関と連携しながら、障害児の入所への支援ができる体制を構築する。 |
| 89   | 児童育成手当(障害手当)の支給 | 心身に一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者に支給(所得制限あり)                                                                    | 子育て福祉課  | 情勢及び法令等の変更がなければ同様に継続し、推進していく。                      |
| 90   | 特別児童扶養手当の支給     | 精神の発達が遅延しているか、精神の障害があり、又は身体に重度、中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける児童(20歳未満)を扶養している方に特別児童扶養手当を支給        | 子育て福祉課  | 情勢及び法令等の変更がなければ同様に継続し、推進していく。                      |
| 91   | 障害児福祉手当の支給      | 介護を必要とする在宅の重度障害児(おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部若しくは愛の手帳1度と2度の一部程度)(20歳未満)を対象に障害児福祉手当を支給                                | 子育て福祉課  | 情勢及び法令等の変更がなければ同様に継続し、推進していく。                      |
| 92   | 特殊疾病(難病)福祉手当の支給 | 特殊疾病(82疾病)に罹患している方を対象に特殊疾病(難病)福祉手当を支給                                                                       | 子育て福祉課  | 情勢及び法令等の変更がなければ同様に継続し、推進していく。                      |
| 93   | 心身障害者(児)医療費助成   | 心身障害児の治療と健康の向上に寄与するため、医療費の一部を助成                                                                             | 子育て福祉課  | 情勢及び法令等の変更がなければ同様に継続し、推進していく。                      |
| 94   | 小児精神障害者入院医療費助成  | 18歳未満の小児精神障害者の入院医療に要する費用を軽減するため、入院医療費を助成                                                                    | 子育て福祉課  | 情勢及び法令等の変更がなければ同様に継続し、推進していく。                      |

| 事業番号 | 事業名称                     | 事業内容                                 | 担当課等    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)           |
|------|--------------------------|--------------------------------------|---------|-------------------------------|
| 95   | 心身障害者(児)<br>日常生活用具の給付    | 在宅の心身障害児に対して、入浴補助用具、便器、その他の日常生活用具を給付 | 子育て福祉課  | 情勢及び法令等の変更がなければ同様に継続し、推進していく。 |
| 96   | 重度身体障害者<br>(児)住宅設備改善費の支給 | 重度の身体障害児の居住する住宅設備の改善に要する費用を給付        | 子育て福祉課  | 情勢及び法令等の変更がなければ同様に継続し、推進していく。 |
| 97   | 廃棄物処理手数料減免               | 特別児童扶養手当受給世帯に対し、ごみ処理手数料を減免           | 生活安全安心課 | 事業内容のとおり実施していく。               |

### ○障害児施策の充実について

障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進します。

また、障害等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を推進し、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障害等による特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援を推進します。

幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが必要なため、本人と保護者、行政、学校等、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ります。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報を周知し、さらに家族が適切に子育てを行えるよう支援体制の充実を図ります。

#### (4) 子どもの貧困対策の推進

貧困の状況にある子どもの孤立を防ぎ、適切な支援につなげていくために、今回計画期間に新たに居場所づくり等の各種の体制整備に取り組んでいきます。

| 事業番号 | 事業名称       | 事業内容                                                                                                                                                            | 担当課等   | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                            |
|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------|
| 98   | 子どもの居場所づくり | 子どもたちが気軽に立ち寄れる「居場所」において、学習支援や生活支援、保護者に対する相談支援など様々な事情を有する家庭に対して包括的な支援を実施する                                                                                       | 子育て福祉課 | 本計画期間中に、実態調査、研究を踏まえ、実施に向け検討する。                                 |
| 99   | 子どもの貧困対策支援 | 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげるため、関係機関と連携・情報共有し、生活に困窮する子育て家庭に必要な支援につなげるため調整等を行う専任職員を配置し、①関係機関の連携会議の開催 ②子どもの貧困対策の周知強化 ③実態把握と支援ニーズ調査・分析 ④専門相談窓口の設置を行う                    | 子育て福祉課 | 本計画期間中に、事業実施に向け検討していく。                                         |
| 100  | 子ども食堂推進事業  | 地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの良い食事を取りながら、相互の交流の場を提供することにより生活に困窮する子育て家庭等を支援する                                                                                      | 子育て福祉課 | 民間団体による子ども食堂の立ち上げ・実施を促進するため、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した子ども食堂の活動を支援する。 |
| 101  | 子どもの学習支援事業 | 西多摩くらしの相談センター主催の「学びの広場 ホットスペース ちえの輪」(隔週で、やまびこホール、ひのでグリーンプラザで開催)を通じて、学校や家庭以外で子ども達が安心して集まれる「居場所」を提供し、子どもが学習や遊びを通して自ら考えることを習慣にして、豊かに生きるための「知恵」を身につけることを目的に、支援を実施する | 子育て福祉課 | 東京都西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターと連携を図りながら事業を継続する。                     |

#### ○子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、福祉・教育・就労等様々な分野の関係機関が連携し、子どもの貧困対策を推進します。

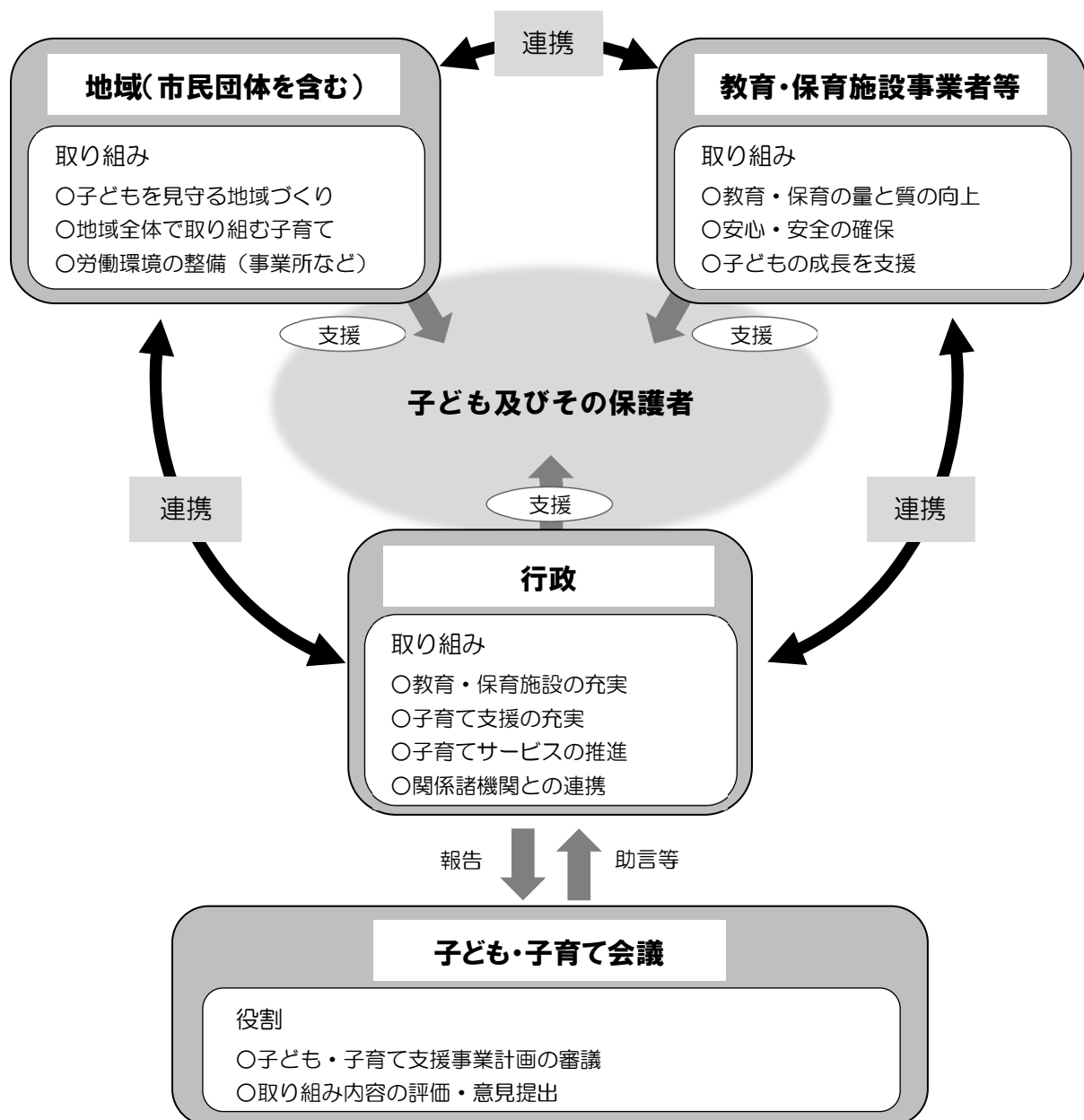
子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を目指すため、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を目指すとともに、支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策を推進します。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 関係機関等との連携

日の出町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげた連携を通して子ども・子育て支援に取り組みます。

日の出町子ども・子育て支援事業計画 推進体制図



## 2. 各構成員の役割

日の出町における子ども・子育て支援を推進するにあたっては、国や都との連携を進めるほか、社会のあらゆる分野における構成員がかかわることが重要です。以下に、それぞれの構成員の、子ども・子育て支援において果たすことが望まれる役割を示します。

### 行政

- 必要なサービスの提供・支援を検討  
全町的な視点から、必要な支援のあり方を議論し、方針を示します。
- 相談支援の充実  
子育て世代包括支援センターを整備する等、切れ目のない支援へとつなげる相談体制を充実させます。
- 関係諸機関との連携  
児童福祉のみならず、広範囲にわたる部局と連携を図りつつ、全庁的に施策を推進するよう努めます。また、児童相談所や保健センター、保健所、教育機関、警察、商工団体、ボランティア団体等の関係機関との連携の強化を図ります。

### 子育て家庭

- 子育てにおける第一義的責任  
社会全体で子育て支援に取り組む一方、保護者は子育てについての第一義的責任を有します。

### 教育・保育施設事業者等

- 教育・保育の量と質の向上  
ニーズに応じた受け入れ及び教育・保育を行うとともに、安全・安心の確保に努めます。  
また、就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場の提供に努めます。

### 地域(市民団体を含む)

- 連携強化を通じた子育て支援の推進  
地域における保育・教育・福祉・保健・医療等の関係機関・団体やボランティア団体と一層の連携を強化し、町内の企業・事業所等との連携も図りながら地域の子育て支援を進めます。
- 地域における子ども・子育て家庭の見守り役  
子育て家庭における目の届きづらい状況下の子どもの見守りや、子どもの虐待等を早期に発見する目配りといった、地域での見守りに取り組みます。
- 労働環境の整備(事業所等)  
子育てのしやすさに配慮した労働環境の整備に取り組みます。

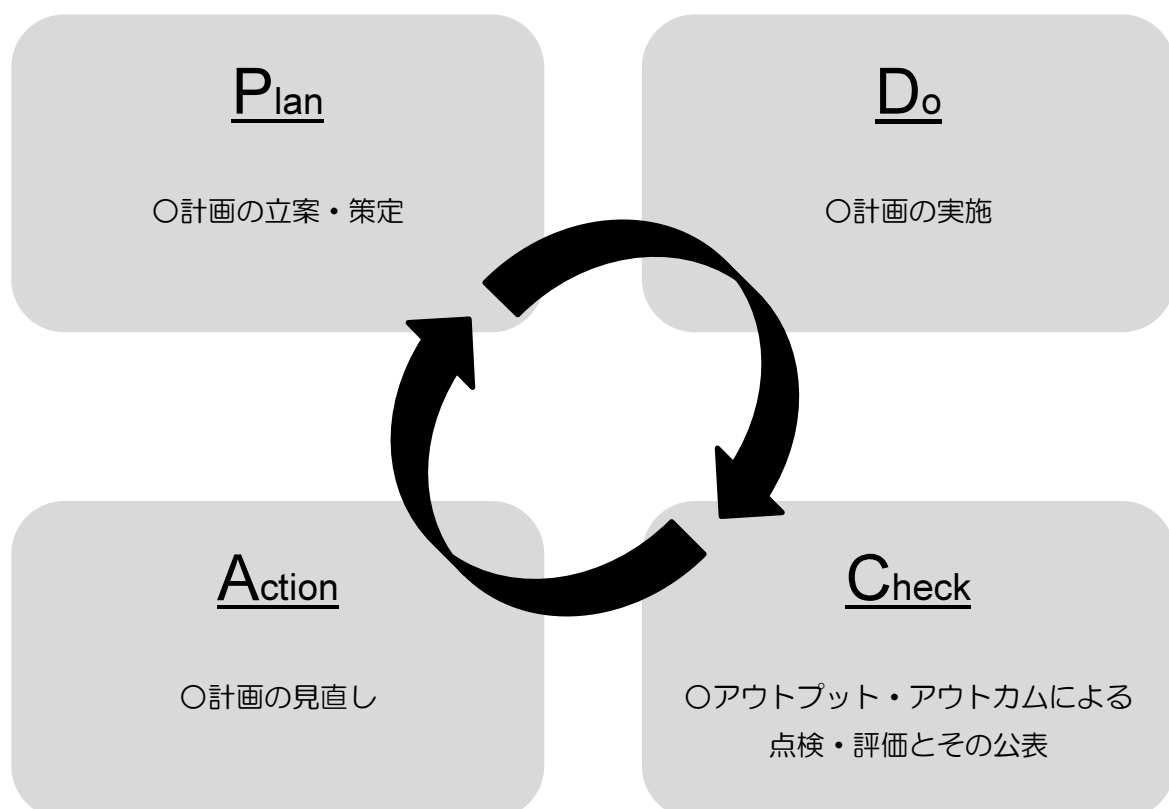
### 3. 計画の達成状況の点検・評価

---

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果の公表及び施策の改善等につなげていきます。

また、計画年度の途中においても利用状況等を勘案して計画の見直しを随時進め、子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。特に、今回計画期間は、人口動態の傾向の変わり目となることが予想され、ニーズの推移に注意する必要があることから、各事業の実績等からニーズの変化を把握し、令和4年度を目途に子ども・子育て会議での協議を踏まえて本計画の中間見直しを進めます。

#### 点検・評価を通じた計画の着実な推進(PDCAサイクル)



## 資料編

### 1. 計画策定の経緯

| 月日                                     | 内容                     | 主な検討事項等                              |
|----------------------------------------|------------------------|--------------------------------------|
| 平成30年10月29日                            | 平成30年度第1回日の出町子ども・子育て会議 | ニーズ調査の調査内容等の検討                       |
| 平成30年11月7日（調査発送）<br>～平成30年11月26日（投函期限） | 子ども・子育て支援に関するニーズ調査     | 未就学児及び就学児（小学生）の保護者の子育てに関するニーズ及び状況を把握 |
| 平成31年2月8日                              | 平成30年度第2回日の出町子ども・子育て会議 | ニーズ調査の結果について報告                       |
| 令和元年10月15日                             | 令和元年度第1回日の出町子ども・子育て会議  | 計画骨子案（第1章から第3章）                      |
| 令和元年11月27日                             | 令和元年度第2回日の出町子ども・子育て会議  | 事業の量の見込みと確保方策、施策体系と事業一覧              |
| 令和2年1月9日                               | 令和元年度第3回日の出町子ども・子育て会議  | 計画素案（第1章から第6章）                       |
| 令和2年1月28日<br>～令和2年2月10日                | パブリックコメント              | 計画案に対する意見を町民及び関係者から募集                |
| 令和2年2月18日                              | 令和元年度第4回日の出町子ども・子育て会議  | パブリックコメントの報告、計画の承認                   |
| 令和2年3月                                 | 子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定完了 |                                      |

## 2. 日の出町子ども・子育て会議委員

|    | 役職等                     | 氏名    | 所属・身分等                    |
|----|-------------------------|-------|---------------------------|
| 1  | 会 長                     | 橋本 絹代 | 元青少年委員<br>元学童クラブ指導員       |
| 2  | 副会長                     | 小原 正弘 | 日の出町立小中学校校長会<br>(本宿小学校校長) |
| 3  | 日の出町民間保育園園長会<br>(大久野地区) | 高野 泰弘 | 大久野保育園 園長                 |
| 4  | 日の出町民間保育園園長会<br>(平井地区)  | 宮林 佳子 | さくらぎ保育園 園長                |
| 5  | 日の出町民間幼稚園               | 野口 純子 | 日の出幼稚園 園長                 |
| 6  | 主任児童委員                  | 新井 美子 | 日の出町主任児童委員                |
| 7  | 民生・児童委員                 | 原 益美  | 日の出町民生・児童委員               |
| 8  | 民生・児童委員                 | 杉浦 道子 | 日の出町民生・児童委員               |
| 9  | 日の出町小中学校PTA連絡協議会代表      | 小澤 裕子 | 平井中学校PTA副会長               |
| 10 | 子育て支援団体代表               | 篠木 里恵 | のんきサロンぶひぶひ代表              |

任期：～令和3年10月14日

※原益美委員 ～令和2年1月8日

※杉浦道子委員 令和2年1月9日～

### 【事務局】

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 子育て福祉課長         | 野口 孝博 |
| 子育て福祉課子育て支援係長   | 湯本 洋和 |
| 子育て福祉課子育て支援担当係長 | 鴨居 英博 |

### 3. 用語解説

|   | 用語           | 意味                                                                                                                                                                                                                   |
|---|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 子ども・子育て関連3法  | ①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。）<br>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）<br>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正） |
| 2 | 子ども・子育て支援新制度 | 幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充及び質の向上を進めていくためにつくられた、子ども・子育て関連3法に基づく制度。幼児教育・保育の無償化など、一連の具体的な制度・取り組みが含まれる。                                                                                                                   |
| 3 | 教育・保育施設      | 「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）                                                                                                                                          |
| 4 | 認定こども園       | 就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の両方の性質を併せ持っている。認定基準に関しては、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基準に従い、また参酌して各都道府県等が条例で定める。                                                                                     |
| 5 | 認可保育所        | 児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設であり、施設の広さや保育士の数など国が定めた基準に基づき認可を受けた保育所。                                                                                                                                                          |
| 6 | 保育の必要性の認定    | 保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第20条）                                                                                                                                                       |
| 7 | 家庭類型         | 子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。                                                                                                                                                                                            |
| 8 | ひとり親家庭       | 母親又は父親のいずれか片方と、その子どもとからなる家庭。                                                                                                                                                                                         |

|    | 用語        | 意味                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 「確認」制度    | 給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。                                                                      |
| 10 | 施設等利用給付   | 幼児教育・保育が無償化されることに伴う、幼稚園（新制度未移行）、預かり保育、認可外保育施設等、新たに対象となる施設・サービスの無償化に係る給付。本給付を受けるための認定区分として、従来の認定区分（1号～3号認定）とは別のものが設けられる（新1号～新3号認定）。                                                                                                                  |
| 11 | 量の見込み     | 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること、及びその推計値。                                                                                                                                                                                                 |
| 12 | 教育・保育     | 6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育すること。                                                                                                                                                                                                                      |
| 13 | パブリックコメント | 市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、住民及び関係者が意見を述べることができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続き。                                                                                                                                                            |
| 14 | 合計特殊出生率   | 1人の女性が平均して生涯何人の子どもを産むかを便宜的に示す指標。具体的には、ある年の年齢別出生率が今後も続くと仮定した上で、1人の女性が、15～49歳の各歳時において当該年齢別出生率に応じて出産すると考え、年齢別出生率を足し上げることにより計算される。<br>（例えば、ある年の30歳の女性全体の出生率が0.08だったとすると、「1人の女性は30歳の時に0.08人出産する」と便宜的に考え、これを15～49歳の範囲で足し上げることにより、1人の女性の生涯における想定出産数を計算する。） |

|    | 用語                    | 意味                                                                                                                                                                                               |
|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 労働力率                  | 就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が、15歳以上の人口に占める割合。「完全失業者」（実際に就業してはいないが、就業のための準備をしており仕事があればすぐ就業できる状態の者）を含める点で、就業率とは異なる。                                                                                      |
| 16 | 地域子ども・子育て支援事業         | 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）                                                                                                                                |
| 17 | 放課後子ども教室              | 地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保して、放課後等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。                                                                                                              |
| 18 | 子ども家庭支援センター           | 0～18歳未満の子どもとその家庭に関する相談を訪問・来所や電話で受けているほか、相談員が町内の保育所を巡回して、児童の成長を保育士や家族と連携して支援しており、また要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、児童虐待の予防・早期発見を行うなどの取り組みを実施している（日の出町役場1階、子育て福祉課内に設置）。                                   |
| 19 | 子育て世代包括支援センター         | 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（本町においては、本計画期間中に整備に向け検討）。                                                                                                                          |
| 20 | 子育てサークル               | 育児をしている親同士が楽しく子育てができるように、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成された団体。                                                                                                                                        |
| 21 | 利用者支援事業の基本型、特定型、母子保健型 | 子育て家庭や妊娠婦の困りごと等に合わせて、情報の提供や紹介・相談対応等の支援を行う事業であり、3類型がある。（子育て家庭の相談に日常的に応じ、また地域の関係機関との連携を進める「基本型」、主として市区町村の窓口で、相談に応じるとともに保育所や各種のサービスの情報提供などを行う「特定型」、保健師などの専門職が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、支援を提供する「母子保健型」） |





日の出町イメージキャラクター  
「ひのでちゃん」

## 日の出町子ども・子育て支援事業計画（第二期）

令和2年3月

発行 日の出町

編集 日の出町子育て福祉課

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町平井2780番地

電話番号 042-597-0511（代表）

ホームページ <http://www.town.hinode.tokyo.jp/>